

平成24年度 第2回長野県公共事業評価監視委員会

日 時 平成24年12月18日（水）13：30～

場 所 長野県庁議会棟第1特別会議室

1. 開 会

○事務局（西元主任専門指導員）

定刻となりましたので、ただいまより平成24年度第2回長野県公共事業評価監視委員会を開催いたします。

私は本日の司会を務めます、技術管理室の西元と申します。よろしくお願いいたします。

それでは、はじめに、宮原技術管理室長より、ごあいさつを申し上げます。

2 あいさつ

○宮原技術管理室長

皆さん、こんにちは。技術管理室長の宮原と申します。第2回長野県公共事業評価監視委員会の開催に当たり、一言ごあいさつを申し上げます。

松岡委員長をはじめ、委員の皆様におかれましては、公私とも大変ご多忙のところ、本委員会にご出席をいただき、ありがとうございます。

また、10月24日に実施をいたしました現地調査では、大変厳しい行程の中、ご参加いただきましたことに対しまして、改めて御礼を申し上げます。

さて、本日の委員会は、本年度対象となっております再評価の箇所、4カ所、それから新規評価3カ所につきまして、第1回委員会において請求のございました資料につきましてご説明をさせていただき、ご意見をいただくこととなっております。

忌憚のないご意見をお願い申し上げ、簡単ではございますが、ごあいさつとさせていただきます。本日はよろしくお願いいたします。

○事務局（西元主任専門指導員）

それでは、本日の出席の委員の皆様でございます。松岡委員、赤羽委員、内川委員、佐藤委員、長瀬委員、原委員、平松委員、福田委員、柳沢委員の9名の委員の皆様でございます。

佐々木委員、寺内委員、牧野委員、益山委員がご欠席でございます。

それでは次に、資料の確認をお願いいたします。お手元に配付した資料でご

ございます。まず第1回評価監視委員会における質問事項等への説明ということで、資料6-1と資料6-2がございます。それから、「地域自主戦略交付金塩崎」の差し替え資料として、様式1と、塩崎の様式1と様式0。それから、追加資料としまして、「公共事業評価（審議箇所評価実施時期について）」というA4のものが1枚。それから、ため池等整備事業の評価シート、A3のものが1枚。それに、前回の現地調査の際に配付した資料、資料5-1と5-2の資料を配付させていただいておりますけれども、資料等のご確認をお願いいたします。

それでは、以下の議事につきましては、松岡委員長さんに進行をお願いしたいと思っておりますので、よろしくをお願いいたします。

3. 議 事

(1) 平成24年度公共事業再評価箇所の審議

○松岡委員長

それでは、お手元の会議次第に従いまして、進行させていただきます。

議事に入ります前に、運営要領第4に基づく議事録署名委員につきましては、名簿順によりまして、内川委員、佐藤委員のお二人をお願いしたいと思います。よろしくお願ひします。

本日の議事は個別事業ごとに、第1回委員会での質問事項及び追加資料につきましてご説明をいただき、それぞれについて議論をお願いし、意見を整理したいと思います。

議事はおおむね午後4時半には終了したいと考えておりますが、ご協力をよろしくお願ひいたします。

それでは、まず「社会資本整備総合交付金 和田バイパス」につきまして、追加資料の説明をお願いします。

○小林道路建設課長

道路建設課長の小林でございます。よろしくお願ひいたします。

それでは道路建設課より、「社会資本整備総合交付金 一般国道152号 飯田市 和田バイパス」につきまして、追加資料の説明をさせていただきます。資料6-1に沿って説明をさせていただきます。

まず、共通事項について、前回、平成19年度の再評価の意見書です。1ページから3ページに、平成19年度長野県公共事業評価監視委員会意見書の写しを添付しております。和田バイパスと塩崎につきましては、2ページに記載しています。

和田バイパスの意見につきましては、三遠南信自動車道の現道活用区間として機能させるためにも、事業は「見直して継続」とのご意見をいただいております。構造的、技術的に規格の異なる道路がつながることから、国と県においてあらかじめ想定される安全面からの問題に配慮し、標識や各種ソフト面の柔軟な対応について関係者間で協議していくことが求められました。

これにつきましては、現在、国と事業調整を図っている段階であり、標識類等、安全施設の設置について検討している状況です。

続きまして、和田バイパスの開通に伴う効果としての雇用創出に関するデータでございますが、追加資料の4ページをご覧くださいと思います。

バイパス供用に伴う雇用創出についてです。この資料につきましては、南信濃自治振興センターからご提供いただいたデータにより作成したものです。次の5ページには、周辺の施設の位置を掲載していますので、あわせてご覧くださいと思います。

それでは、4ページをお願いします。上段の表は、和田バイパスの供用前後に新設された施設・店舗です。中段の表は、村内他地区からバイパス周辺に移転された施設・店舗です。下段の表は、その集計となっております。

最下段に記載しておりますが、南信濃地区の人口は1,765人で、うち生産年齢人口は700人です。また農家、林家をあわせて304人となっております、生産年齢人口から農林家人口を除くと396人となります。

和田バイパス沿線の就業者の割合ですが、農林家人口を除くと、29%であります。また、新設された施設・店舗では、12%に当たる47名の方の雇用が創出されていると考えております。

次に、費用対効果においてマイナスとなっている便益の根拠についてです。これにつきましては、資料を3つ用意いたしました。

6ページですが、これは一般的なケースとして、走行費用便益がマイナスとなるケースについての資料です。次の7ページは、和田バイパスの計画区間の費用便益の資料です。

それから、8ページから28ページは国土交通省の費用便益分析マニュアルを添付しています。今回、費用便益でマイナスとなった便益は、走行経費減少便益と交通事故減少便益です。

まず、18ページをご覧くださいと思います。

走行経費減少便益の算定式を示しています。走行経費減少便益BRというののは、整備なしBR₀の場合の総走行経費から、整備ありBR_wの場合の総走行経費を引いたものです。

その下に総走行費用の計算式がございます。総走行経費BR（円／年）ですけれども、交通量Q（台／日）×各区間のリンクの延長L（km）×走行経費原

単位 β (円/台・km)、それを車種別、リンク別に合計しまして、365を掛けて、年間の総走行費用を算出するというものです。

この中の走行経費の原単位につきましては、次の19ページから20ページに掲載されております。19ページをご覧いただきたいと思います。

下段の表は、一般道の平地の走行経費原単位です。たとえば乗用車類では、時速30km/hで1台、1km当たり17.60円、50kmで16.29円ということで、速度が上昇した場合に、経費が減少しております。

次に交通事故減少便益の計測ですが、21ページをご覧いただきたいと思いません。交通事故減少便益は、道路の整備・改良が行われない場合の交通事故による社会的損失から、道路の整備・改良が行われる場合の交通事故による社会的損失を減じた差として算定するというので、算定式は、次の22ページをご覧いただきたいと思いません。

表3ですが、道路の沿道区分によりまして算定式が異なっておりますが、交通量、延長、主要交差点数がこの交通事故の社会的損失の計算に関係しております。

それでは、6ページへお戻り願いたいと思いません。これは走行経費減少便益がマイナスとなるケースについて、一般的なケースとして試算したものです。

ケース1は、交通量が同じ場合、ケース2は、交通量が100台増加した場合、ケース3は、交通量が400台増加した場合です。走行経費原単位は、先ほどご説明しました一般道の平地、車種は乗用車、速度は30 km/hと50 km/hとしております。

ケース1とケース2のように、走行速度の低い現道から走行速度の速いバイパスへ交通量が転換しますと、走行経費原単位が小さくなりまして、全体の走行経費が小さくなりますので、便益がプラスになりますけれども、ケース3のように、交通量の増加の影響が走行経費原単位の減少の影響より大きくて、便益にマイナスが生じる場合もあります。

7ページは和田バイパス計画区間の費用便益です。

和田バイパスの3便益につきまして、交通量推計年度の平成42年、単年度の現道区間とバイパス区間を抜き出して示したものです。整備ありと、整備なしの場合で、交通量には1,500台の変化があります。これによりまして、走行経費減少便益と交通事故減少便益は、ともにマイナスとなっております。

なお、各表の下段には、現在価値に換算した便益の合計額、検討期間50年間の便益を記載しております。これは前回ご説明した数値です。費用対効果の説明は以上です。

次に、現地の状況写真です。29ページをご覧いただきたいと思いません。これは状況写真の撮影位置の図面です。

次の30ページから34ページに現道区間と供用区間、整備区間、それぞれの状況写真をお示ししておりますので、ご覧をいただきたいと思っております。

和田バイパスの説明は以上です。よろしく申し上げます。

○松岡委員長

どうもありがとうございました。それでは、ご質問、ご意見等ございましたらお願いします。

なかなか専門的な式ですので、いきなり見ると、きっと、専門である程度いじっておられる方でないとわかりにくいところもあるかと思っておりますけれども、何でも結構ですが、いかがでしょうか。

○平松委員

この和田バイパスでは、走行経費減少便益が17億円、交通事故減少便益が3億円、ともにマイナス便益となっておりますが、これは台数が現状よりも極端に増加すれば増加するほど、走行経費や交通事故損失額が大きくなるため、マイナス値が大きくなるという理解でいいのですか。

和田バイパスの件は別にして、効率のいいバイパスができたとする、周りからの交通量が集中するので、増加台数が1,500台といわず、3,000台、4,000台というふうに変化する場合も考えられますよね。そうすると、マイナス便益はどんどん大きくなってきて、プラス便益とマイナス便益がほとんど拮抗するようなことになりかねないのかなというふうに、素人ながら思うのですが、一般的に、どういう判断でゴーサインを出されるのですか。

今回、プラスの便益は走行時間の短縮で112億円ありますが、例えばマイナス便益が、事故や経費でマイナス50億円などとなってくると、どう判断されるのでしょうか。割り切ってプラスになればいいと考えるのか、そうではなくて、質をじっくり吟味して、ゴーサインを出すのか、どのようにされるのですか。

○小林道路建設課長

今回の和田バイパスのケースにつきまして、現道の交通量と将来の交通量の差、それから、特に、三遠南信自動車道の青崩峠道路の開通を見込みますと相当の開きがあるということで、その交通量の影響が極端にきいてしまったケースかなというふうに考えております。一般的には、バイパスを造ると、効率性の面からいけば走行経費は減りますが、バイパスに関係する起点と終点を持ったリンクごとの交通量の影響を足し上げて計算しますので、通常はプラスになってくると思っております。

今回の場合には、そういう極端な例ということで考えております。もう少し

詳しくご説明いたしますと、今回の交通量を配分したデータは、関東地方整備局で算出した配分をもとにしております。長野県は関東地方整備局の管内に入っておりますので、関東地方整備局で配分したデータに基づいていますが、たまたま今回の和田バイパスは、静岡県に接しているということで、中部地方整備局の配分データというのも関係してくるわけです。

今回の費用便益のもととなる交通量の集計に当たりましては、中部地方整備局管内の交通というのは計上しておりません。和田バイパスには、静岡県から長野県へ入ってくる交通も当然B/Cの費用便益に算定しなければならないと思いますが、今回については、長野県内の部分のみということで、県外の関係する交通もあわせると、費用便益はもう少し上がり、マイナスの値も少なくなってくるのではないかと考えております。

結果として、全体B/Cが1を超えておりますので、十分整備の効果があるということで、判断しております。

○松岡委員長

聞きたかったこととちょっと違ってはいますが。

○平松委員

意図は十分わかります。それで、今、静岡県側から入ってくる需要に対してというご説明があったのですが、3つの効果で考えるので、どれも増えていくとすると、マイナス方向に増えるものもあれば、プラス方向に増えるものもあり、比率的にはそれほど大差がないのではないかという気がします。

これまで道路行政をずっとやられていて、一般的にこういう例というのはあるのでしょうか。

○小林道路建設課長

一般的には、あまりマイナスの便益が出てくるというのは少ないと思います。

○平松委員

それは、車の数が爆発的に多くなるからという理解でいいのですか。

○小林道路建設課長

今回、もともと現道の交通量が1,360台ぐらいということで、比較的少ないという中であって、計画交通量が、4,500台と、かなり比率が高いといったことが一番影響していると思います。

○平松委員

なるほど、もともと少ないところから、急に2倍とかになってしまったからということでしょうね。

あと、多分、台数などを使って交通事故便益を出されるのだと思うのですが、これは日本全国一般的な算式ですか。市街地はこの式を、D I Dはこの式をとるように決まっているのですか。

○小林道路建設課長

全国共通でございます。

○平松委員

これは、いつつくられた式なのですか。

というのは、時代とともに、事故に対する回避策というのもどんどん考えられていくと思うのですが、その辺がどういうふうに関係されるのかなと思います。これは平成20年にできているから、比較的新しいものなんだろうと思うのですがけれども、この式というのは、何年かに一回、改定されたりするのですか。

○小林道路建設課長

何年かに一遍、改定してきております。

○平松委員

なるほど、わかりました。でも、これ何か日本全国一律でというのもちよつとじっくりこないなという気がするのですが、マニュアルに準拠されているということで致し方ないのかなと思います。

かなり詳しく、細かな資料もつけていただいておりますが、このマイナス便益が20億円というのがちょっと引っかけかかります。しかしながら、結果的に、B/Cが1.2になっているというご判断で動かれているということですね。

○小林道路建設課長

はい。

○平松委員

はい、わかりました。

○松岡委員長

せっかくですから、柳沢委員さん、専門の立場からお願いします。

○柳沢委員

今の平松委員さんの話で、要するに質的というのは、配分をやらなければ評価できないと思うのですが、その配分は、根拠となるデータをはっきりさせておいていただければと思います。おそらく平成22年のセンサスは出ていますが、まだ配分には至っていないのです。そうしますと、これは何年度のデータで行ったものなのかということと、それから、その前のセンサスであれば、当然、交通量の伸びも予測したものを使っているはずですので、その伸びがどの程度なのかということも、根拠を示しておいたほうがいいのかと思います。

要するに、こういう出所があってやっていることなんだということで、そこははっきり明記しておいていただければと思いますので、よろしくお願いします。

○松岡委員長

そういうことで、よろしくお願いします。そうすると、例えば当初の予測はこうであったからこうなったけれども、その後の時代の変化によりこうなったというような考察もつけられますし、根拠がはっきりしているというのは非常にいいことなのではないでしょうか。それはできることですよね。

○小林道路建設課長

できます。

○松岡委員長

では、よろしくお願いします。

○小林道路建設課長

わかりました。

○松岡委員長

ほかにございますか。よろしいでしょうか。

どうもありがとうございました。

それでは、続きまして、「社会資本整備総合交付金 塩崎」につきまして、追加資料の説明、お願いします。

○小林道路建設課長

それでは、次に「社会資本整備総合交付金、地方主要道長野上田線 塩崎」の追加資料を説明させていただきます。

まず、交通量の経年変化及び周辺の状況がわかるデータということでご用意いたしました。資料6-1の35ページと36ページをお願いいたします。

35ページですが、平成17年センサス旅行速度と交通量のデータです。

右下に凡例がありますが、各区間の旅行速度を色別で示しております。また、交通量につきましては、図の中に赤の丸で示してある地点の平成17年センサスと平成22年センサス、交通量データを並べてお示ししております。

次に36ページをお願いいたします。平成22年センサス旅行速度の資料です。同じく色別に示してありますが、塩崎バイパスの現道の長野上田線です。交通量が平成17年センサスと比べまして17%ほど増えておりますが、旅行速度につきましては、平成17年センサスで29.1km/hが平成22年センサスでは35.2 km/hということで、6.1 km/h増えておまして、青色の点線表示となっております。

それから、次に37ページから40ページは、現地の状況写真です。37ページは状況写真の撮影位置の図面です。38ページから40ページまで、現道の状況、バイパス部の状況、周辺の国道、市道の状況写真をお示ししてありますので、ご覧いただきたいと思っております。

次に、塩崎の収用手続の状況について変化がありましたので、報告と併せて資料の説明をさせていただきます。本日お配りいたしました様式-1をご覧くださいと思います。A3の右下にP2-1と振ってあるものです。2枚でお配りいたしましたうちの様式-1です。

表の右側の赤文字の部分を2カ所追記させていただいております。事業経緯の事業進捗経緯及びその他の欄です。本事業箇所の未買収地につきまして、先週の14日に長野県収用委員会から、収用及び明け渡しの採決がなされました。採決の内容につきましては、2名の地権者の土地について、権利取得の時期を平成25年2月12日とすること、それから明け渡しの期限を平成25年3月14日とすることというものです。

次の様式-0をお願いしたいと思います。これは差し替えですが、費用効果分析の基本的な考え方と整備効果です。

一番下の欄の黒丸の2つ目ですが、渋滞の緩和ということで、国道18号に集中する交通を分散させ、朝夕の交通渋滞緩和に寄与するというので、前回の委員会資料では「寄与している」という表現となっておりますが、ご指摘をいただきましたので「寄与する」に修正をさせていただきたいと思います。差し替えをお願いいたします。

塩崎についての説明は以上です。よろしくをお願いいたします。

○松岡委員長

ありがとうございました。それでは、ご質問、ご意見がございましたら願

いします。いかがでしょうか。

○柳沢委員

平成17年と22年のセンサスの旅行速度で、交通量が上がっているのですが、資料では速度も上がっています。交通量が上がって速度が上がるというのはどうということなのかと。これは何か、ほかに交通量が回り込んでいるということではないですね。この位置であれば、おそらく、この点での交通量が、その左右方向というか、周りの交通も影響を受けて、速度が低下しているはずなんですけれども、どうなんですか。

○小林道路建設課長

交通量は増えていますが、旅行速度が上がっているという、その詳しい原因はよくわかりません。一つ、考えられることは、36ページの図面を見ていただきまして、現道の長野上田線は、青色点線部分で旅行速度を計測した区間は、この右、図面の上側の見六橋という地点から現道を行きまして、図の左側の稲荷山駅までです。この間で旅行速度を計測したわけですが、この間の延長が3.1kmありまして、所要時間を換算いたしますと、平成17年センサスでは約6.4分、平成22年センサスでは約5.3分ということで、約1分短縮しているということです。

旅行速度の計測方法ですが、混雑しているときに、流れに沿いまして実際に車を走らせて計測いたしますので、この間に見六橋の信号機があるわけですが、その信号通過に一回、赤信号で止まれば、1分ぐらいの差は生じる可能性は十分あると考えております。

平成17年から22年にかけて、周辺の道路網の交通ネットワーク上、大きな変化はありませんので、たまたま、その計測したときの状況等が影響していると考えております。

○柳沢委員

交差点のところでのその信号サイクルを変えとか、あるいは、地点制御だったものを系統制御に変えたとか、そういうことはあるのですか。

○小林道路建設課長

見六橋の交差点については、ないと思います。

○柳沢委員

この周辺の信号制御、一体ですけれども。

○小林道路建設課長

そこまでは把握しておりません。考えられるとすれば、市道と県道の交差点で出会い頭の事故などが多かったということで、カーブミラー等の安全対策をしておりますので、そういった効果もあるのかもしれませんが。

○松岡委員長

でも、6分ぐらいのところは1分違いというのは、きっとそれとは違う、今の信号、1回だけ測って、何回かの平均値で信号を通過したときもあれば、引っかけたときもあればというものの平均値だとわかりやすいですが、一発でやると、きっと、信号が引っかけたときと引っかけられないときの差が大きく出てしまうということもあるのですが。

これは何回かの平均値でとっているのですか。

○小林道路建設課長

平均的な値がとれるよう計測しています。

○松岡委員長

そうですか。ではそんなに差が出てしまうというのはわかりにくい。

○平松委員

でも、何も状況は変わっていないのですよね、台数が増加しているだけのものね。

だから、一般的に考えて、なぜ台数が増えたら速度が上がるのかが、不思議ですが、たまたまなんですかね。計測は1日だけですか。何日間か測りましたか。

○小林道路建設課長

計測は1日です。

○柳沢委員

何か少し大きいですね。

○松岡委員長

割合が2割じゃないですか。これ原因を追究する委員会ではないので、なかなか難しいんですが。

○小林道路建設課長

国道18号と更埴 I Cから篠ノ井橋にかけて、このあたりも交通量は増えていますが、旅行速度が上がっているという状況になっています。

○平松委員

基本的に、速度はこの辺沿線すべて上がっていますよ。

○小林道路建設課長

長野上田線沿線については、少し上がっているという状況です。

○平松委員

たまたまこの1日だけこんな感じだったのかもしれないですね。

○小林道路建設課長

そうですね。詳しいその原因については、わかりません。

○平松委員

それは致し方ないんですが、一般常識から少しかけ離れた値が出たような事例が出れば、再度、もう一回やってみるとか、今後、何か工夫されたほうがよろしいかと思います。

○松岡委員長

最後、柳沢先生、そこで締めていただければ。

○柳沢委員

旅行速度があって、要するに混雑が少なくなっていることは、サービス水準が上がっているということですから、非常に望ましいことだと思います。

要するに、傾向として費用便益の算定がかなり違ってきますよね。何もしていないのにこんなに上がっているということは、この後のこの事業をどう評価するのかということも大きく変わってくる可能性があります。このあたりは、今まで評価していたものが変わってくるということまでには至っていないのですか。

○小林道路建設課長

平成17年の旅行速度は29.1km/h、平成22年で35.2 km/hで、6.1 km/h上が

ったということになります。

この約30 km/hというのは、旅行速度とすれば小さいと評価しております。この事業の目的は、通過交通を転換させて事故を防止することで、全体として、この周辺の交通渋滞の緩和になるといった目的ですので、バイパス整備の目的は変わっておりません。この旅行速度の点から、事業そのものを評価することまでは考えておりません。

○松岡委員長

基本的には、それでよろしいと思えますけれども、先ほど平松委員も言われておられました、交通工学の常識と少しずれたときには、その原因には言及しておく必要があるかなというところは、やっぱりとらえておいていただきたいと思えます。これだけで引っくり返るといような話ではないのはもちろん重々わかっておりますけれども。よろしく申し上げます。

ほかにございませつか。よろしいでしょうか。

それでは、次の「社会資本整備総合交付金 古里稲田」につきまして、お願いいたします。

○鎌田河川課長

河川課長の鎌田でございます。よろしくお願ひいたします。それでは、資料6-1によりまして、第1回での質問事項についてご説明いたします。

まず一級河川浅川、長野市古里稲田でございます。事業の進捗により浸水区域が変化していく状況がわかる資料について、資料6-1の41ページをご覧ください。

まず浸水区域の変化をご説明いたします前に、宅地化などの状況の変化を、航空写真でご説明したいと思います。

41ページは昭和52年、1977年、河川改修事業に着手した年の航空写真です。次の42ページは、平成21年、2009年の航空写真です。第1回委員会で説明いたしました、工業団地や区画整理の位置もおとじています。これを見ていただきますと、32年間での宅地化の進行がおわかりいただけるかと思ひます。

続きまして、43ページをお願いいたします。これは、浅川の河川改修前、次の44ページは改修済の平成27年末の浸水想定図です。いずれも背景は平成21年、2009年の航空写真を使っております。

凡例にあります、黄色の縁取りで黄色の着色範囲は、浸水の深さが5センチ以下の浸水区域、オレンジ色の縁取りでオレンジ色の着色範囲は6 cmから45cm未満の浸水区域です。赤色の縁取りで赤色の着色範囲は、45cm以上の浸水区域です。なお、着色のないところは浸水しない区域です。改修の前と後を比較し

ますと、浸水全体の区域や浸水の深い区域が減少していることがわかります。

44ページの改修済の浸水想定図には、平成28年度に完成いたします浅川ダムの効果を見込んでおりませんので、ダム完成時点では、河川改修とダムで対象とした洪水による浸水は無くなることとなります。すなわち、ここも着色はすべてなくなるということでございます。

続きまして、河川改修が進むことによって災害が減っていくことがわかる資料、例えば平成7年と平成16年の洪水時の比較ができる写真ということで、ご説明したいと思います。

次の45ページをご覧ください。中央の上の写真は平成7年、1995年7月11日の洪水の状況です。下の写真は、それより若干上流の箇所となりますが、平成16年、2004年10月20日の状況です。平成11年、1999年に天井川が改修されて、河川の断面積も2倍程度となっていることから、洪水が安全に流下しております。

左の写真は、中央の写真では、特に下段の平成16年の洪水の流量がよくわかりませんので、上流部のほぼ同じ位置で洪水の状況写真を比較しています。このとき平成16年では、下のブロック積み護岸が倒壊しました。

右の写真ですけれども、第1回委員会資料3-4ページで、着手前と現在の状況として説明したものと同一写真ですが、改修の状況をわかりやすくするために、改修前後の河川の断面図を併せて記載いたしました。

引き続きまして、浅川ダムについてご説明をいたします。第1回委員会で、ダム事業による地域振興や地域の社会活動について質問をいただいております。本日の資料の46ページをご覧ください。

過去に実施されたものが多いですが、一番右上にありますように、地域振興を黄色の枠どりで、地域の社会活動を赤の枠どりでまとめました。

左上の地域を結ぶ生活・観光の幹線道路でございますが、ダム建設に伴う約4.4kmの付替道路は、長野市民の憩いの場でもあり年間200万人の観光客が訪れる飯綱・戸隠高原の観光道路としても役立っております。また、平成10年、1998年の長野冬季オリンピックの2つの競技会場へのアクセス道路にもなりました。

その下の、新たな生活道路の整備でございますが、ダムの工事用道路に接続する長野市道の新設で、災害時等での畑山集落の孤立化の防止にもつながります。

その下は地域活動として、地元関係者と実施いたしました水生生物の保護活動でございます。第1回委員会資料の4-7ページで説明したものでございます。

その右は、長野県に残る唯一の石油井戸でございます。ここは明治4年、日本で最初に設立されました石油会社による採掘場所でございます。会社は10

年後の明治14年に廃業いたしました。昭和48年まで採掘がされまして、その当時の小屋とポンプを復元、保存しております。

その右ですが、通称ブランド薬師と呼ばれます神社で、ダム事業に関連し、参道の整備等が行われています。

右上は、ダムの現場見学です。平成22年のダム本体工事着手以来、毎年40～50回、延べ600人から1,000人の見学者が訪れています。地元の皆様のほか、中には土木学会、日本大ダム会議、ダム工学会の見学会やダム技術センターの研修会など、全国的な技術の研さんの場ともなっております。

その下は、ダム建設のための家屋補償による11戸の団地整備と公民館の整備でございます。

その下の写真は、本格的にダム建設を始める儀式でもあります定礎式に引き続いて行われました、地元の皆様の手による祝賀式の様子でございます。

最後になりますが、右下は、平成7年7月30日に、一般市民100名により在来7種の100本の樹木の苗を植樹し、地域の森林づくりが行われました。また、その森に隣接いたしましてマレットゴルフ場が整備され、現在、地元のクラブには約100名の会員がおります。この会員により周辺の環境整備が行われております。

説明は以上でございます。よろしく願いいたします。

○松岡委員長

ありがとうございました。それでは、ご質問、ご意見等ございましたら、お願いいたします。

○長瀬委員

今回配付していただいた資料の関係ではないのですが、浅川ダムは平成22年3月に、公金支出差止等請求住民訴訟が提起されて、今現在係争中ということですが。

主な争点と今後の進行見込みについて、ご説明いただければと思います。

○鎌田河川課長

争点となっておりますのは、一つは地質の問題がございます。浅川ダム周辺には、地すべり区域があったり、クリープ性ゆるみゾーンがあったり、また、基岩である裾花凝灰岩はスメクタイト化しているといったことで、地質上の問題でございます。それと前回、現地視察をしていただきましたが、F-V断層を中心とした断層の問題で、活断層ではないかということがございます。

もう一つは構造上の問題で、ここは水をためるダムではないわけですが、一

番下に常用洪水吐きがあり、その断面が小さいということで、穴詰まりが起きるのではないかと指摘がございます。

もう1点、このごろの洪水の被害は内水被害が多く、ダムがあっても下流域の内水被害は防止できないという指摘でございます。

もう一つは基本高水の問題で、洪水流量の計算手法において、今まで降ったことがある雨を2倍に引き延ばして計算していますが、そういったことが過大であるという指摘でございます。

最後は、河川整備計画の策定にあたり事前の意見聴取を怠っているのではないか、そのことが河川法上の規定に違反するものではないか、という点でございます。

現在までに口頭弁論が13回行われており、今週の金曜日に第14回目の口頭弁論がございます。来年度には取りまとめというような形になると考えています。

これまでに、地質上の問題についてお互いの準備書面が出そろいました。また、洪水氾濫解析や経済効果の関係が、一つの争点になっています。

○松岡委員長

長瀬委員さん、よろしいですか。

○長瀬委員

そちらの裁判の件については当然、裁判所が判断することでありまして、それを踏まえて対応ということになるかと思っておりますので、特には結構です。

○松岡委員長

ほかにかがでしょうか。柳沢委員さん。

○柳沢委員

43ページと44ページを比較させていただいたもので、これは浅川のみ浸水想定でしょうか。それとも、千曲川の影響も含めてあるのか。純粹に河川事業の効果として見て評価しているのかどうかというのはどうでしょうか。

○鎌田河川課長

浅川のみ浸水想定でございます。ちなみに、長野市で作っている洪水ハザードマップになりますと、千曲川の洪水も重ねたもので、一般市民の皆様へ情報を出しております。

○柳沢委員

わかりました。

○松岡委員長

一般の人は、きっと千曲川の水位が上がって、水門を閉めて、ハイウォーターレベル以上は出せないとか、その辺のことはあまり知っている人はいないと思いますが、この内水氾濫的なイメージが大きいですね。

○鎌田河川課長

内水氾濫のことは、浸水想定図の一番右側の地域で、昭和57年、58年に経験していますし、近年でも小規模なものは起きておりますので、十分、承知されているかと思います。

この浸水想定図にあるような、外水の大きな氾濫というのは、洪水ハザードマップ等を見ないと理解できないのかなというように思っております。

○松岡委員長

そうですね、上流のほうは内水氾濫ということはないので、外水の氾濫だとわかります。

ほかにご質問等、いかがでしょうか。

○平松委員

この浅川は、紆余曲折があつて、やつと現在にこぎつけているのですけれども、そこで、先ほどもご説明ありましたけれども、この辺一帯は地すべり地なので、この辺に対応しようとするならば、避けては通れないことだと思うのです。

せつかく、こういう地すべり地に苦勞して、ボーリングもいろいろやられて、トレンチも掘削して、いろいろ調査されているじゃないですか。これらの成果を生かしていくお考えはあるのですか。

例えば、地域にそういうのを保存しておいて、地域の見学の場にするとか。こういうところでは、こういう苦勞をしてこうつくらざるを得なかったので、こういうものを完成させたんだと、そのときの苦勞はこうなんだという、要は、技術的なヒストリーみたいなものがあるような、何か試みは考えられていますか。それが、要は地域との連携とかという話につながり、地域振興、また地域をひっくるめての社会活動とかになっていくのではないかと思うのです。

地すべり地だから調査をしなければいけない、やりました、だからこういうふう工夫して大丈夫ですというので、それで終わらせるのは非常にもったいないと思うのですが、いかがでしょうか。

○鎌田河川課長

地すべり地は、ダム貯水池の中に存在しています。ダムサイトそのものは地すべり地ではございません。

地すべり地につきましては、ダムに洪水が流入しますと水位が上昇しますので、それも含めた対策工事を実施しています。一番下の押え盛土、中間の抑止杭。集水井、水平ボーリング、それと頭部を軽くするために頭部排土と、いろいろな工法が200mぐらいの間にございます。委員おっしゃいますように、さまざまな工法が見られますので、その技術的なものはダムの工事記録等でしっかり残したいと思っておりますし、また、現場でも最終的にそういったものが見学できるようなことも考えていきたいと思っております。

○松岡委員

せっかくあれだけ、みんな一生懸命苦勞して、やっと現在にこぎつけたということで、それまでの苦勞というのは、やっぱり何か生かした形のほうが、地域に対してアピールという意味でもいいのかなと思っております。

だから、ただでは転ばないという精神でやっていただければありがたいなというふうに思います。

○鎌田河川課長

参考にさせていただきます。ありがとうございます。

○松岡委員長

ありがとうございます。ありますか、福田委員さん。

○福田委員

平松先生と同じですけれども、46ページにコミュニティ、お祝いしたりとかお祭りしたりという記載がありますが、これは当たり前のことなので、浸水整備すると、多分、こういった土地が大きく変わってしまうときに、苗を植えたりというのはどこでもやっていることなので、歴史的に見て、ダムができたということの経緯とか大変な議論とかを忘れてはいけないと思うのです。脱ダムというのがあったときに、ほかのダム、7つ、8つというのは、議論して中止になっていったりというのがありますので。

ですから、今もマレットゴルフの人たちが植栽活動に参加しているとか、そういう話ではなくて、今後の話になってくると思うんですけれども、住民がダムの維持管理とかにもどう関わるか。あと、教育とかも含めて、このダムがど

うできていったか、治水効果も含めてだし、地すべり等の向き合い方もそうですし、それを46ページのようなことではなくて、もっと深い意味というか、長野で最後のダムとしてあるわけですから、もう少し工夫がほしい気がします。県というよりも、地元のほうですが、関係地域に県がそれをお伝えして、もっと維持管理等を頑張っていたきたい、参加とかを頑張っていたければという気がいたします。

○松岡委員長

ご意見ということで受けとめていただくということで、よろしいわけですか、福田委員さん。

何か、それでございますか、河川課のほうでは。

○鎌田河川課長

ダム管理という考え方からいきますと、責任問題も出てきます。維持管理の面では普段水がたまっていないため、管理が大変だということもありますので、その点で地元のお力が借りられればいいかなと思います。また、地元ともいろいろ話をしていきたいと思っております。

○松岡委員長

そうですね。現地、ダムの工事が終われば、またいい自然が戻って、クマタカなどが戻ってくるようにというところでは、地域の皆さんの協力なんかもきっとできる部分は出てくると思います。そういうときは、お金というよりは、いろいろな意味で協力できることがあると思います。

あそこの気象観測ロボットは残るんですね。

○鎌田河川課長

ダムができますので、恒久的なものをダムのところに設置するようになります。それは、ダムの管理設備として継続的に使うものになります。

○松岡委員長

そうですね。きっとこれからも継続的にかかわっていくでしょうということですよ。

ほかにご意見、ご質問、いかがでしょうか。

よろしければ、では、ここで10分間、休憩をとりたいと思います。では開始が45分ということになります、あと10分という。その間にトイレ休憩などをしていただきたいと思います。

では、どうもありがとうございました。

(休憩後)

(2) 新規箇所評価対象箇所の審議

○松岡委員長

それでは、続きまして、審議を再開させていただきます。

次は、新規箇所評価についてですが、最初に、今回試行する3カ所につきまして、共通する事業ごとの全体の中の位置づけについて説明していただき、続いて個別箇所の追加資料の説明ということで、お願いします。

質問は、個々の案件に入りましてから、ここでいただくということにしたいと思いますが、よろしくお願いします。

それでは、お願いします。

○小山政策評価課長

政策評価課長の小山でございます。よろしくお願ひいたします。

それでは、資料6-2の1ページをお願いいたします。それぞれの事業箇所全体の中の位置づけということでございます。これをご理解いただくために、まず全体の評価項目と評価区分の配点についてご説明を申し上げます。

前回の委員会においても、事業ごとの評価項目が違うことについてご説明をいたしました。改めて、もう少し詳しく説明をさせていただきます。

1ページの資料でございます。上段に記載していますように、公共事業の事業種類を9種類に分けて、それぞれ、その事業の特性を踏まえて評価項目を設定しております。この事業種類は、事業の目的から災害防止など4つに分類をしていますが、それぞれ事業の目的に応じて評価点を配点しております。

表の見方ですが、左側の表側には、9種類の事業種類を目的別の4つの分類ごとに記載をしております。表の上段は、必要性などの評価区分を記載しております。それぞれの分類ごとに配点、評価の視点、主な評価項目を記載させていただきます。

まず1番の災害防止の関係ですが、右側の備考欄に記載してありますように、「災害の未然防止の視点」から「緊急性」に重点を置いた配点となっており、100点満点中、25点から45点を配点しております。災害防止の中でも、地すべり対策など4つの事業種類があり、それぞれ事業固有の評価項目が必要であるため、配点に幅があります。以下、同様に資料をご覧くださいと思います。

2の道路、付帯施設整備ですが、「円滑な交通の確保の視点」から、「必要性」

に重点を置いた配点となっております。

3の農業基盤整備におきましては、「農業経営の継続性の視点」から「緊急性」に重点を置いた配点となっております。

4の公園でございますが、「施設の有効活用の視点」から「必要性」に重点を置いた配点となっております。ここでは、それぞれ事業種類の目的や特性から、評価項目や評価点の配点が異なっていることをご理解いただければと思っております。

2ページをお願いいたします。試行実施箇所の評価状況でございます。それぞれの箇所について、簡単にご説明をいたします。

一番左側の1つ目のため池等の整備ですが、一番上の表ですが、新規箇所数は全体で12カ所ございます。評点の最高点は88点、最低点は73点、平均点は79点でございます。

試行箇所の西塩田については、周辺農地や人家等への災害を未然に防止するため、老朽化したため池の改修を行う事業ということで、評点は80点、12カ所中5番目に高い評点となっております。

その下のほうにずっと行きますと、網掛けをした部分がございます。網掛けをした評価区分が当該箇所の特徴というところがございます。このため池につきましては、ため池の危険度が高いところから緊急性の評点が高くなっているという状況でございます。

中ほどの道路改築でございます。新規箇所数は20カ所、評点の最高点は84点、最低点は67点、平均点は75点であります。

試行箇所の中野飯山線につきましては、幅員狭小区間の解消、あるいは交通事故の減少などのための道路整備ということですが、評点は83点、20カ所中2番目に高い評点となっております。この箇所は道路ネットワークとしての必要性が高く、現道の道路幅員が狭いということから、必要性の評点が高くなっております。

一番右側の街路でございますが、新規箇所数は4カ所でございます。評点の最高点は92点、最低点は76点、平均点は84点でございます。

試行箇所の県庁篠ノ井線については、市街地の渋滞解消と安全な交通を確保するため都市計画道路の整備を行う事業ですが、評点は92点、4カ所意中1番高い評点となっております。

この箇所は交通量が多くて、市街地活性化に貢献することから必要性の評点が高くなっております。

説明は以上でございます。よろしくお願いいたします。

○松岡委員長

ありがとうございました。

○内川委員

今のことについては・・・

○松岡委員長

今のことについてですね。何でしょう、どうぞ、内川委員さん。

○内川委員

今回、評価委員会は初めてなんですけれども、この新規事業に関しても初めてのことということで、最初の部分が肝心なのかなと感じまして、若干質問させていただきます。

一つは、今の事業区分というか、事業種類を9種類に分けてという話で、これは目的別に行っているということで区分がなされているというご説明が、今、ありました。

この後、個別のものに入っていくときに、地域別によるところの新規事業ということになると、計画的な部分に対する評価とかそういうことがおそらく話題になってくることになると思うんですけれども、その計画そのものを、例えば都市計画部分とかですと、別に審議会があつたりとかという形で既に審議されているという可能性もあるものもあろうかと思うのです。

そうすると、同じような目的であっても、地域別によって状況が違っている可能性もある。それを改めてこの委員会がどこまで評価する、どう評価というか、判断をしなければいけないのかということところが、ちょっとわかりにくいところがありまして、その辺についての、もし、ご説明があればいいなと思ったところなんです。

○松岡委員長

お願いします。

○小山政策評価課長

今回、その新規箇所評価の第三者評価の試行をお願いしてございます。これについては、いろいろ試行の方法について、私どもで案をつくって今回お願いしているわけですが、どういった方法がいいかということもあわせてお願いしたいと思います。

この新規箇所の第三者評価をお願いしたい一つは、我々ども評価点、基準をつくっております。その基準に基づいて評価を行いまして、それぞれ優先順位

をつけて採択箇所をつくっております。その評価基準について妥当なのかどうかということがあります。

今回、試行箇所等については、3事業についてお願いしてございます。それぞれの評価について、まず妥当であるかどうかというご意見をいただければと思います。

その上で、例えばため池であれば、ため池に使っている評価基準等について、もう少し変えたほうがいいのか、こういった視点もあるとか、そういったご意見をいただければ、今後の評価の制度についてはどんどんと改善していこうと思っております。次の評価に当たっては改善をし、よりよい制度にしていきたいというふうに思っております、こういった視点で、試行をお願いしております。

したがって、私どもの自己評価について妥当かどうかという、客観性の担保ですか、そういった部分を期待しております。

加えて、事業規模のこともございますので、大きな事業規模について、今回、試行の基準として挙げておりますけれども、そういった基準については、また後ほどご議論いただける場がございますので、そのときにご説明をさせていただければと思います。

例えば審議会で議論になるものについてはどうしようかといった課題もございますので、後ほど、いわゆる第三者評価のやり方をご議論いただく中で、改めてご説明をしたいと思っております。

○内川委員

先に、審議会ではこのようなことを評価基準として、このようなところまで評価していくという判断で、事業のゴーサインを出していくんだということがわかっていると、こちらのほうの評価基準を出していただきたいという話でしたけれども、その内容についての審議がスムーズなのかなという気もするところなんです。

○小山政策評価課長

街路については、その都市計画審議会という審議会にかけております。街路のところで、ご質問いただければというふうに思います。

○内川委員

先にいろいろ申し上げて申しわけないのですけれども。

一つは、今、言ったように、都市計画区域の話だったら審議会との関係性。それともう一つは、今、目的別ということで、事業種類を区分しているという

話が、今の話だと、例えばそういう地域区分みたいな話でやらなければいけないのかもしれないというようなところも申し上げたところなのですが。

もう一つ、例えば、これから出てくるため池の話なんかもそうだと思うのですが、すけれども、3公共と俗に言われますけれども、その事業特性といいますか、つまり受益者がいて、先ほど継続性という意味で緊急性のところの評価が高いんだと、農業農村基盤整備事業に関しては、という話が出ました。

要は受益の方がいらっしゃる事業、それから受益者負担がある事業、それから、本当に一般公共というか、事業との性格の違いみたいなところも、そういうことになると、実は非常に大きな問題も含んでいるので、ちょっと性格分けとして、まずそういうことを整理していただけると、議論も非常にわかりやすいのかなというところもある気がしました。

その前段のところなんですけれども、あまり時間をそこでかけてはいけないのかもしれないのですが、1回目ということで、少しそういう意見として申し上げたいと思います。

○松岡委員長

それは大事なことだと思います。福田委員さん、続いてありますか。

○福田委員

個別の、分野別の評価の中身に入る前に、全体にどういったことで新規をやっていくか、という必要性の整理のほうがむしろ重要だと思います。

なぜ新規といったときに、前回というか、公共事業評価監視委員会でも整理したんですけれども、まず、昨年、一昨年とかずっと前に、この委員会に諮るときに、技術系の各分野の担当の方々と、職員の皆様とこの委員会とで、これでB/Cを何をやるか、そんなような議論が延々と続いていて、とりあえず様式1と様式0とか資料の出し方とかで、それは私たち委員会だけでなく、県民も含めて、どういう形でやればこの事業の中身なり、意義なり、伝えられるかというような、だから様式0とか様式1で中身を伝える、議論する土台に乗せるという形でまとめていったと。そういった形で評価という基礎が整ってきたのかなと思います。

でも、問題になったのが5年ごと、これは国の要綱に準じて実施しているという中で、委員も任期が6年だとか、4年とか、それぞれ変わっていくわけですから、5年ごとには審議をしてきたということもあるんですけれども、20年とか30年たって初めて見る事業もありますが、10年、20年目に止められなかったのかという議論もあるんです。いまさら止められないと、ここまで来てしまっていてというのが結構あるという、そこがすごく問題視した一つです。まして5

年おきといった中で、5年ごとの評価の対象にならないで4年間で終わってしまうような事業は、全く審議されないので、そういった問題についてどうするかというのが、一つの論点だったと思うんです。

その中で、例えば、道路で言いますと、よく地元のほうに入ったときとかもそうだったんですけれども、5年おきにかかってたまたま引かかってしまった。でも、随分待ったんだと。5年、地元の要望がかなり強いだとかいう中で、全体の中で考えたときに、今回この事業を見てこの審議をしているわけですから、その地すべりの危険性だとか、交通量の関係だとか、リスクだとか、特に安全性とかといった面で見たとときに、今、この委員会で諮られているこの区間以外も、県全体を見たらもっとも危険な区域がいっぱいあるんだというようなことも議論に乗っていたんです。

そうなったときに、評価の軸には5年ごとに乗るという要領にのっとってやっているわけなんですけれども、全体のプライオリティで見たとときという話がずっと出ていました。そのときに、新規事業という意味は、全体で見たとときのプライオリティが、個別の事業で見ていく話ではなくて、プライオリティで見たとときに、ここで始めるんだたらもっと重要な区間で、今、既にやっている区間のほうが重要だとか、予算づけにつながっていったときの話とか、そういう話でないと、この評価基準のこういう細かいところで点数化するという意味も、必要ではないとは言いませんが、という全体の話の中でどうしていくかと。新しい事業を起こすのに、何年で終わるんだとか、予算をつけるんだとか、全体の中でのこの事業、道路事業の中というものが見えないと、というようなことで、新規事業評価の必要性ということがあったんだと思うのです。

ちょっとまとまらないんですけれども、そんなイメージが見えたほうがいいのかと思います。

○松岡委員長

この場はそれでいいんだと思います。事業として挙がってくるのが、私、県職員でないからわかりませんが、例えば道路であれ、県道であつたら、それぞれの事務所で、現地を見て回って、そこでプライオリティの高いところをきつと挙げてきていて、それで本庁でまた全体を見て、査定をして、順序づけをしているというのが、きっと今の現状かなと思います。

その辺も含めて、仕事の流れと、今のプライオリティをどうつけるかの資料のつくり方や、我々がそれをどう利用するかということにもかかわってくるんですけれども、どこら辺にそのあたりの流れを、簡単に説明にさせていただきますか。

○小山政策評価課長

このお話は、第三者評価をどういうふうにするかという部分にかかわってくる問題です。

大変恐縮なんですけれども、とりあえず個別のものを見ていただいて、こういうものだということをおわかりいただいた上で、ご議論いただいたほうがよろしいのかなという気がします。

最初に、試行箇所で挙げさせてもらった3カ所について、今の現行の評価制度の中で、どういうふうに行っているんだろうということをご理解いただいた後に、全体の話をしていただいたほうがご理解が進むのではなかろうかと思いますが、いかがでしょうか。

○松岡委員長

それは、委員の皆さん、どうでしょうか。

○平松委員

先ほど福田委員のほうからお話がありましたが、我々、5～6年、委員を努めた中で、個別事業に対してのジャッジメントというのがずっと求められていました。でも、それで本当にいいんだろうかというのが、皆さん、各委員の方々、思っていたことなんです。

そうだったら、そもそもその事業全体の、県としての全体の流れ、全体像が見えないと、一つ一つピックアップして、再評価をやっているということにしかすぎないということで、本当にその事業が、第1番目に挙げられて実施されているものなのかどうかというのはやっぱり確認したほうがいいということで、こういうことを試行しようということになったんだと思います。

説明としては、3つの事業が挙げられているんですけども、この3つは、こういう理由でプライオリティが高く第1位となったので、これで議論してほしいというのが筋なのではないかと思います。だから、個別に説明していただいても、今までと同じやり方じゃないかということになってしまいます。それよりも、まず全体の意思統一という意味でも、3事業が抽出された理由を全委員の皆さんが納得した上、議論を進めていったほうがいいのかと思います。

そこで、お聞きしたい質問が1点あるんですが、先ほどの説明で、評価の順位というのがありました。街路に関しては、4カ所ある中で第1位、道路は20個のうち2位、ため池は12個のうち5位ということですが、私が頭の中で描いていたのは、せいぜい、銅メダル、表彰台に立つ3位ぐらいまでのものが挙がってくるべきかなと思っていたのですが、入選しているけれども、メダルではないのもあるので、その辺が、もう少し詳しい説明がほしいと思いました。

○松岡委員長

あまり拡散するのも困りますが、ここは大事なところで、何でこの新規箇所を挙げたかというような根本にかかわるところですので、もう少し時間をいただきたいと思います。

第1回的时候は、多分、金額である程度、切ってみて、そこで出してきたというようなお話だったと思います。だから、きっと銅メダルではなくても、金額メダルで1位みたいなところが出てきたのかなみたいなのはあるかもしれませんが、それは説明いただいたほうがいいですね。

○小山政策評価課長

3カ所を試行箇所を選んだ理由ということでございます。来年度以降に、第三者評価を本格導入する際に、選び方に課題があるものがございます。そういった中で、どう取り扱ったらいいんだろうかといった疑問があるものを中心に、なおかつ、事業量が一定規模あるものということで選びました。

例えば、ため池の西塩田については、事業計画スケジュールが通常のものとは違います。市町村等が申請者となっている関係で、市町村が計画策定をする際に、6月ぐらいに始めるということで、審議の時期はいつがいいのかなということもあって、選定をしております。

それから街路については、先ほどご質問あったように、第三者の審議会があります。そういったものについて、どう取り扱っていいんだろうかということが疑問に思ったので、挙げています。

それから、道路については、これは事業箇所数が他に比べて多いです。こういったものがあるということで、来年度以降、すぐに評価基準の見直しができるということで3カ所を挙げてもらったということでございます。

本格実施の中では、こういった3カ所試行した中で、選び方についてもご提案申し上げてありますが、事業規模の優先性と事業種類のものということで、2つの視点から数年間ですべての事業数を見ていただければ、評価基準について活用できるのではないかといった趣旨から、3カ所について、試行ということで挙げさせてもらった次第でございます。

○松岡委員長

いかがでしょうか。

○福田委員

分野別で見るのであれば、例えば前段の資料として、現在、幾つぐらいなさ

れているのか。そして、2つ目として、新規に幾つぐらい、また新たにそういう要望なり、必要性なりと挙がっている箇所があるのか。そういうのがあって、その中で、今回、なぜ新規でこの年、こういった形でやろうとしているのかという、全体のフローというか、その決定していくプロセスというか、その辺が見えないとわからないというような感じがします。なぜその事業を選んでいったのかといったときに、これなんだと思うんですけども、今、出たものだと思うんですけども。そういったイメージがちょっといたします。

○松岡委員長

どうぞ。

○小山政策評価課長

今回、試行箇所に選んだ箇所は、本格導入のときに選ぶ箇所のやり方と違います。本格実施する上で、課題がある事業ということで選ばせてもらいました。

もう一つ、いわゆる評価まで挙がる流れを若干、ご説明申し上げます。今、実はやらなければいけない箇所というのは膨大にあります。危険箇所あたりは、例えば諏訪湖の危険箇所とか、道路の改修は膨大にある中で、計画の中で整備率を決めながら、計画的に進めていこうとしています。事業量も、10年当時から比べると半分になってしまっている中で、なかなか言われている事業ができないということもあり、その中で計画的に進めていくということです。

まず、部局ごとの予算額というのが当然あります。それは、今のこの財政状況の中で、このくらいがもう限界だといったレベルだと思うんですが、その中で事業を進めていく中で、事業の実施する環境が整ったもの、例えば国の採択基準が示されたもの、あるいは地元で調整が整ったもの、そういったもので、すぐに事業に着手できると思うものも評価の対象に挙げております。ため池であれば、12カ所が全体の評価の件数だと申し上げましたが、実際、やらなければいけないものはもっとあります。ただ、今年度、新規箇所評価し得るものが12カ所といった流れで決めている中で、予算の関係もあるので、優先順位をつけて、順番に実施していくといった流れでございます。

○福田委員

だから、もう事業着手が決まってしまったものの中から選ばれて、それがどうかということを見るという形ですよ。

○小山政策評価課長

事業箇所を決めたのではなくて、事業が着手できるものです。

○福田委員

着手できるものですね。だから、着手するともう決まったものの中から、これ諮るわけですよ、そうすると、その意味があるのかなと思います。

例えば予算が2分の1ぐらいになってしまったと、各部署が計画的に進めるとあるんですけども、その適正性を見るというような考え方もあって、予算が非常に少ない中で、計画的に進めるのがここでいいのかということもあって、いわゆる事前評価に当たると思うんですけども、公共事業の、そこを選んでいくプロセスが妥当なのかというようなものを、事前と考える場合もあるし、もう部局ごとで、決まったものを、これでいいでしょうかと挙げるのも事前評価なんだろうけれども、こういった視点でやるかというの。

○松岡委員長

私、委員長で、何かはつきり把握していないのも何ですが。これ、評価監視委員会なので、事業着手決定委員会ではないような感じなのかなと思っていたんですが。

では事業としてどれを採択するかというのは、この委員会ではないところで決まっていて、それでいいのかというのがここで評価できるんだけど、どの事業にゴーサインを出すかというのは、気持ちはわかりますけれども、我が委員会として、そこまで、この事業に着手していかどうかというのを、まっさらの状態を選ぶ委員会の権限があるのかなというのはどうでしょうか。皆さん、どう思われますか、委員の皆さん。赤羽さん、どうですか。

○赤羽委員

私もそこまでは、そうすると、本当に全部を知らないという感じになってくると思うので。だから、ある程度の中での評価になっていってしまうのかなと思います。

○福田委員

権限はなくても、その妥当性なり、適切性を見るというのは重要だと思うんですけども、権限があるとは言っていない。

権限の話ではなくて、こういうふうにしたもので、これでいいでしょうかという形だと、やる意味があるのかなと、逆に感じます。

○松岡委員長

というのは、ここへ挙がってきて、こういうことに着目して何点づけて、こ

この部分は何点で、みたいなたつけ方でいいとか、新たな見方があるのではないかみたいなことは、今まではあまり議論にもならなかったけれども、ここでテーブルに乗ってきたという、その効果はありましたよね。どういうところに着目していて、配点はどうなっていて、その点数をある程度、見ながら決めていきますみたいなことはやっているんだなというのはここで出てきたと、こういうふうにやったらどうだという提案で。

今までの委員会では、こういうのは出てきていましたか。どこで、どういうところに着目して、何点つけますみたいなものを基準にして選んでいますというようなことは、なかったと思います。

○福田委員

ないです。私もそんな大々的なことをやるというのではなくて、数値でいいんです。そのプロセスが、A4の1枚でも、A3の1枚でも、一覧表でまとまっていればいいんです。県全体でどう動いているとか、何か全体のプロセスが見えないで、個別で出されてもという意味です。それを全部めくって見るなんていうことは言っていないで、全体の中で、今、県事業としてどんなものがあるって、新規箇所のリストというか、名前がなくてもどのくらい挙がってきて、その中で、新規で幾つぐらい選ばれてきて、それが、その中で新規で動く中でも、今回、この対象になっている、挙げた事業が、課題とかこういうものがあるから挙げたとか、その一連の流れのことを言っています。

だから、それを1個、1個、全部、膨大な何百カ所を見るという意味ではなくて、要するに政策から見てというか、全体から見てどういう流れ、そういったのはA3、1枚でもいいわけです。その箇所の、今回、新規にのぼってきた箇所が選ばれたんだけど、でもそれ以外にも新規で幾つあって、それが絞り込まれていった理由とか、そういったもの。だから、部局が抱えていらっしゃる、それぞれの分野の、そういったプロセスなり、苦労なりというのが見えないと、やはりあくまでも単独の話になってしまうのです。今回、新規になった箇所でも、それだけある中で、事業規模でもいいです。急に、安全性なりの緊急性なりが高まったりでもいいです。これが今回、特にかかった事業として選んでいただくのはいいんですけれども、その選んでいただくまでのプロセスは、ボリュームは要りませんので、把握は必要ではないかと思っています。

○松岡委員長

それはわかります。それについて、事前に、そういう資料は出せますかというような相談もしたことがありました。

それについて、会議自体は全部公開ですので、そういう事前のそういう資料

で、公開して、問題のないところと、地元や地域や場所によって案件によってはマイナス部分の効果が出てしまう部分もあるかとか、その辺の微妙な話、問題にならない程度に説明いただければ。私も、そういう資料があれば説明しやすいなと思いましたが、出した場合、全部公開ですので、それに伴う問題みたいなものがあつたら、ではできるように改良していただければいいですねというような話はしていますので、その辺のことを、では、ちょっと説明いただけますか。

○小山政策評価課長

今回評価対象となったすべての箇所について、一覧表なりでお示しをしたほうがいいのかというご議論でしょうか。それとも、ここの評価の試行箇所を選ぶ中で、例えばため池だったら、全体でこれだけあって、この中で評価をしなければいけないのがこれだけあって、その中で今回選ぶのはこうだといった流れをお示しすればよろしいでしょうか。

○福田委員

後者です。

○小山政策評価課長

後者のほうですか、わかりました。

○松岡委員長

後者だけど、一覧表も必要なんですよ、もちろん、だから両方ですよ。

○平松委員

福田委員も、多分、私と同じ考え方だと思うんですけども、そんなに面倒な話をしているわけではないです。

例えば、ため池だったら、12カ所ありますが、A 3 ぐらいの一覧表で、別に、最終的に選ばれた事業以外は、A、B、Cでも何でもいいんです。それで、例えば北信の地域のAとか、何々地域のBとかという感じで出していただいて、それぞれ評価項目は何で必要性は何点とか示していただいて、それで、今、挙がっている西塩田は第5位になっていると、でも、そのほかの1位、2位、3位、4位あたりは、こうこうこういう理由で、これは断念、これは断念ということで、結果的にこれになったという流れが、その一覧表を見れば一目瞭然でわかるようなもの、それがあれば、多分、こんな議論をせずに済むのではないかと思います。

○福田委員

そうです。

○松岡委員長

というか、議論してもらっていい題材を出していただけるかという、そういう話なんじゃないですか。だから、今、説明しましょうという話で。

○小山政策評価課長

前回、平松委員からご指摘いただきまして、例えばこのため池事業が、こういった評価項目があって、幅はこのくらいあって、その中で、5位の順番でございましてということで、委員さんのご質問に答えられるのかなというような気がして出してはしたんですが、これでは不十分でしょうか。

○平松委員

そもそも、前回の委員会で審議対象を試行的にやろうという話になったのは、全体の中でも、ため池事業だったら、ため池の事業の中での位置づけの説明がないと議論が発散してしまう可能性が指摘されたからだと記憶しています。というのは、これまで何年間か再評価をやっていて、こんな事業が何で重要だったんだろうかという話も、議論も出てきたんです。

だから、そういう話にならないように、こういう根拠資料をちゃんとつくっておけば、この事業を採択するときに、そういう議論は十分なされているんだということが理解でき、その後の再評価の議論がスムーズに進むのではないかという思いで、こういうふうにも新規事業を取り扱いたいとなつたんだと理解しています。

○小山政策評価課長

今回、本格実施のときに、事業規模と事業の種類との2つの視点から選定をしようというふうに考えてご提案しています。

事業規模が一定規模以上のもの、あるいは事業種類から選んだものを年間数カ所やっていくと、再評価にかかるであろう事業というのは、おそらくその土俵に乗っかってくるんだろうなという気はしております。

そのことも踏まえた上で、新規箇所は100件ぐらいありますので、すべてを議論するのは無理ですので、その中でどういうものやろうかといったときに、そういった視点で選べば、再評価の土俵に乗っかる可能性があるものを選ぶのではなかろうかという気がして、今回、実施案としてお話を申し上げている

ところでございます。

○内川委員

前回の委員会のことは全くわかっていないんですけれども、先ほど福田委員から、新規事業を扱うそもそもの背景とすると、という話がありました。

要するにプライオリティ、優先順位の高いものが挙がってくる、この挙がってくるものの中で、以外にもあったのではないかということですよ。その判断は、先ほど、今、ご説明にあった、今回出ていることでクリアされているものなんでしょうか。先ほど、例えば年限が非常に短い、要するに事業規模が小さいとか、期間が短いとか、あるいは、事業費が小さいものでもという意味を、おっしゃっていたように聞こえたんですけれども。

そうすると、今回、出されてきているものと、前期の委員会で話をなさっていたことが合致しているものなのかどうかというのが、ちょっとそこは私にはよく見えないんですけれども、その辺はいかがでしょうか。

○福田委員

ですから、新規で挙げてくるものが、期間が5年以上に及んでくる、ちょっと先ほど申し上げたんですけれども、3、4年で終わってしまうものは持ってこないといいました。そういう期間が長いもので事業費も大きいものだということであれば、その根拠を示していただければと思います。

だから、数値でいいんです。全体で100件だったら100件ありますと、そのうち期間が長くて、事業費がこのくらいのは、では、それだけはちょっとデータ、一覧表で出て、それ以外はもう例えば10件、20件、ありますとか、100件の中で80件はもう5年以下で終わるし、規模もこんな小さいものですよという形でもいいんですけれども。要は、そういう流れが見えないと、ということです。

といいますのは、今、やっぱり総務部のことをやっているんですけれども、建設部だけでなく、もう全部の部局なんですよ。とりわけ建設部の、半分に減ったということであっても非常に規模が大きいという中で、県民目線という形で申し上げますと、やっぱり見えないんです。どこからも評価がやはり入らない。その新規をどうやって決めていっているのかというプロセスです。それは、平松先生がおっしゃってくださったように、膨大な資料を要求するものでなくて、100件なんだけれども、予算規模で5年以上を要する、要するに再評価にかかってくるのが何件、そんなことも課題があって、こういう課題があってというのでこういうものを出していくという、その流れを見せないと、委員会としては、役目をちょっと果たしていないのかなとか、結局、挙がってきたものを見て、これだったらしようがない、いいですねと言わざるを得ない

という形なんです。そのプロセスを見て、事前評価としたほうがいいのではないかということです。別にそれを、全部データで出すとかということじゃなくて。

○松岡委員長

お話を聞きしていると、絶対無理だという感じは受けないんですが。そちらのほうははっきりしていますから、ここを出してきた理由が、どうでしょうか。

○小山政策評価課長

前日も平松先生からご質問があったときに、こちらのほうでは、その評価点の位置付けということで、考えがこだわり過ぎたのかなという気がしています。

今、おっしゃっているのは、事業の全体の、例えば事業費、工期などから、いろいろな角度の中で、この事業というのはいくら辺にいますかというご質問とお伺いしました。そういうものであれば、これから検討させていただきます。お答えしようと思います。

○松岡委員長

わかりました。そういうことでよろしいですか。今、ここでは提示できないけれども、その方向でできるように考えて、提示できれば提示したいと、そういう回答だというふうに理解しましたが、それでよろしいでしょうか。

○原委員

基本は、要はこの委員会の、全体像が見えなくて、ただここだけこうやっているんじゃないかと皆さん思われていると。

○松岡委員長

それはもうずっと・・・

○原委員

私は前からそういうのはもう議論されているんだと。知らなかったからあれですけれども。

○松岡委員長

ちょうどよかったのではないのでしょうか、これで。

○原委員

別に、県の方はそうは思っていないけれども、我々は、言い方は悪いけれども、利用されていて、この部分だけやってくれというようになっている・・・

○松岡委員長

委員会もそうなっていますからね。

○原委員

それだと、やっぱりそういうことは県民の代表して出ているんですから。

○松岡委員長

それで、今、それに対応できるように考えて、できるような資料を提示したいというふうな回答だというふうに理解しておりますので、まことに申しわけありませんが、時間の制限もありますので、これは、ではそういうことで、やらせていただいているのでしょうか。

また最後に、いつまでにそれを出してもらうかというのは、向こうもこれから自分のところだけでやるわけにもいかないので、あちこちと相談したり、いろいろなケースを考えて、出すことは確かだということですので、このあたりでよろしいのでしょうか、この議論は。

はい。それではお待たせしました。まず、新規の最初のため池等整備事業、西塩田につきまして、ご説明をお願いいたします。

○秦農地整備課長

農地整備課長の秦でございます。よろしくお願いたします。

前回の質問事項ということでございまして、各ため池の評価というご指摘ですが、その前に事業制度の関係を、若干ご説明をさせていただきたいと思えます。同じく資料6-2の3ページをお願いいたします。

今回の西塩田地区でございましてけれども、県の事業名の中では、県営ため池総合整備事業ということで実施をすることとしておりますが、これは国の地域ため池総合整備事業、この事業を活用いたしまして実施をするものということで、一番、表題に、地域ため池総合整備事業（国の事業名）という形で記載をさせていただきます。

この事業ですが、1の趣旨に記載のとおり、複数のため池が存在する一定の地域を対象といたしまして、防災上の観点から、ため池施設を総合的かつ計画的に整備をするという事業でございます。

具体的には、同一水系や、あるいは営農上のつながりのある一定地域の複数のため池について、機能診断を行った上で、その結果に基づいて総合整備計画

を策定をいたしまして、その計画に沿った整備を行うというものでございます。2の事業内容から5の採択要件までは記載のとおりということでございます。

次に資料の4ページをお願いいたします。こちらは、今回の各ため池施設の機能診断の結果に基づきまして、改修が必要な箇所を示したものでございます。各ため池評価における、ため池危険度評価の基礎資料というものでございます。

次に本日追加資料として提出をさせていただきました、A3判の評価シートをごらんをいただきたく存じます。

この表でございますけれども、当初提示させていただいております全体の評価の部分左側の太い枠の中に記載をしてございまして、その右側に各ため池の評価を追記という形で、記載をさせていただきました。

ただ、各ため池の評価における効率性の部分、あるいは、計画熟度等の部分につきましては、一応、地区全体での評価ということで記載をさせていただいております。

また、各ため池の危険度につきましては、先ほどの4ページの改修が必要な箇所に基づき評価をしているわけでございますけれども。いずれのため池につきましても、降雨時、あるいは地震時の決壊原因に直結をいたします改修の必要箇所が2から5カ所程度あるということで、早急に整備を行う必要があると考えているところでございます。

今回、こういう形で示させていただきましたが、国の補助事業の趣旨、あるいは性格から、地域を一体として評価する必要があるということ。また、ため池の受益面積等については、複数のため池が重複をしている部分が相当あると。また、早期の効果発現度というようなものにつきましては、個々のため池においては1年から3年程度で整備が完了していきたく見込まれておりますが、全体で見れば、安全度の確保というものは、計画されたすべての施設整備後であるということなどから、個々の施設ごとの評価、これを詳細に行うことは非常に難しいのではなかろうかと、私どもは考えているところでございます。

したがって、前回、総合的な左側の太枠の中だけという形で示させていただきましたものでございます。資料の説明は以上でございます。よろしく願いをいたします。

○松岡委員長

それでは、ご意見、ご質問等ございましたら。

全体の位置づけの中でなければできないということでもないと思います。お気づきの点があったらご指摘いただければと思いますが、よろしいでしょうか。特にないでしょうか。

意見でも質問でも何でもよろしいです。内川委員さん。

○内川委員

先ほどの、この新規事業に対して何を評価するのかという問題にかかわってくる部分だと思うんですけども。

先ほどのため池に関しては、災害危険とかそういう部分に対しても、危険性、緊急性という形で評価が高いという意味は非常によくわかる事業で、その意味で事業を実施していくべきであるというふうに、私自身は非常に強く感じています。

一方で、事業の性格という意味でいうと、一般公共事業と土地改良事業というか、農地整備事業、農業農村整備事業の違いというのは、その受益者負担があるという点にあらうかと思えます。その点が難しさでもあると思えます。

そうすると、先ほど、非常に農業農村の部分というのは高齢化が進んでいたりして、事業の事業負担を担うその受益者の人たちが、やっぱり継続という意味で、どこの地域も、厳しさを増しているわけです。だけど、一方で、今、言ったような、ほかの非農家の方も含めて、例えば被災の可能性があるととかいう場合には緊急度が高いということで評価を高めるのかという必要があるということ、つまりその辺の評価の仕方というのが非常に難しさを含んでいるかなと思えます。

ですので、先ほどの評価を、そういう意味でも、目的別評価ということで、9種類という形でやっていますけれども、こういうものも、やはりこれでいいのかどうかということが、本当はあるのかなという気がしています。

そういう中で、その辺から議論になると、そこまでこの委員会が担うものなのか、そこはもう少し原案を県から提示していただくような形で、という形がいいのかなという気も正直なところしているんです。

この今の説明とは論点が少し違うかもしれないんですけども、全体にかかわることで、少し意見を述べました。

○松岡委員長

何かそれでお気づきの点、一つぐらい、先生も農業土木のほうで、大分、いろいろなことをやっておられるので、実感しておられることはあると思えます。

この評価項目で、先ほどもありましたが、この評価の仕方でもいいのかというところも提案があったらしてもらいたいというところが、一番大きい、この委員会の、今回の新しい一歩踏み出したところでの成果になると思えますので、ご専門の立場で、何か1つ、2つ、こんなのを入れたら、この受益者負担のあるような、特に高齢化が進んでいる過疎地、農村地帯というか、そういうところでは参考になるのではないかというようなご提言いただけると、一番プラス

になると思うんですが、何かありましたら。

○内川委員

今、申し上げた、私は、例えば受益者の方がなかなか、今、どこの地域もやっぱり今後何年間か、例え10年間、やっていけるのかどうかというものを抱えていて、その点で評価されたら難しいとかということは、出てくる可能性もあるんです。本当にここが農地として継続できるのかという問題になってきてしまう。けども一方で、先ほど言ったように、緊急性という意味で、ため池本体がやはり危険であれば早急にやるべきだと。それは非農家の方も含めて、地域に被害が出ないようにという判断もあり得ると思うんです。

この前段でちょっと議論になりましたけれども、どの辺にプライオリティを置くのかという、プライオリティそのものの議論がやっぱりちょっとないと、個別の事情をこういうふうに扱ってしまうと、では、それはそれでよしなのかという判断になってしまうような気がして、ちょっと非常に危険を感じるんです。

ただ、私個人は、こういう農業農村のこういう事業自体は、やっぱりそういう意味でやっていくべきだというふうには思っているところなので、その辺の判断の仕方そのものを、ここで議論するのがよろしいんですか。

○松岡委員長

委員の皆さん、広い立場から、どうですか、今、直接の質問ではありませんが。

国の補助事業とか、国策というところもあるでしょうし、県単の事業でしたらここでもかなりできるかなと思うんですが。県単でないような大きな政策の中で進んでいくことについては、なかなか難しい部分もあるのではないかと思いますけれども、いかがでしょうか。そういう大きい立場から、何かご意見はございますか。

平松先生も、農業土木のほうは、大分、実情もわかっていらっしゃるし、林業のほうもえらいことになっているとは思いますが、いろいろな企画されていると思いますけれども。

○平松委員

確かにおっしゃるように、県単だと同じような目線で横並びで評価できると思うんですが、それとは違うところから財源を持ってきている事業と一緒に評価するというのは難しいという気がします。特に受益者負担があるものは、また別枠になってくるのかなと思います。

もし、全部県単だったら非常に話は簡単だと思うんですが、それは、その事業の性格に応じた形で評価していかざるを得ないと思います。

そういう意味では、ある一定枠の割り切りというのにも必要かなと。でも、それは、幾つかある事業の中で、これに最終的になったんだけど、その根拠をまずふるい分けをして、その次にこういうふるい分けでという形で、指標をつくっていただいたらいいのかなと思います。

それは、先ほどの話の中で、次回、ご用意していただけるだろうということです。個々の評価シートを出されていますが、それに対して、果たしてこれでいいんだろうかという議論をしたほうがここはいいという気がするのですが、どうでしょうか。

○松岡委員長

個々の事業をやっておられる、今、説明者席にいる皆さんは、ため池ならため池事業で、統一的なこういうシートをここでやりましょうということで、きつとやってきておられるので、その項目の実情を述べていただくこと、あるいは問題点を述べていただくことはできると思いますけれども、なかなか評価項目はこれでいいかというのは難しいと思います。これでどうですか、現場でやってみて、もうちょっとこういう項目があればいいなと思ったことはありますかという聞き方はできるけれども、補助事業にエントリーできるようなものをつくらないといけないと思います。

だからその辺は、この委員会と県とでは、若干、スタンスが違うのではないかなと思うんですが、いかがでしょうか。どうでしょう、県側の説明はございますか。

○小山政策評価課長

県単であるとしても、国から評価項目をこうしなさいといった指示はありません。今回、評価基準をつくったのは、担当の部局で優先順位をつくるというときに、こういった項目で評価すれば、主観がなかなか入らないで客観的でいいといった部分の評価項目を検討した結果だと思っています。

したがって、専門の委員さん方々のご意見で、こういった視点のものがあればいいのではないかというご意見をいただければ、それが可能かどうかは別としまして、それを踏まえた上で、担当部局のほうで検討して、よりよいものにするといった仕組みがいいのかなというふうに思っております。

○松岡委員長

それは、先ほど内川委員さんにも言いましたが、具体的に1つ、2つ、挙げ

ていただければ、この委員会で、こうしたらもう少しよくなるのではないかと
いうことの第一歩を踏み出したことになって、これを議論する意味が出るなど
いう、そういうことだったんです。

どうですか、それがなければ、個々の質問をしてもしようがないという感
覚で行くのか、質問する中で、だったらこういうのをつけ加えられるなどいう
のを、次回の全体の説明資料が出てくるときまでに幾つか自分で質問しておい
て、こういう評価項目を加える、あるいは、配点を変えるなりという提案をす
る参考になるようなふうにしたほうがいいか、どうでしょうか。

○福田委員

質問なんですが、あと、委員会は何回ぐらいあって、本年度の個別事業につ
いては、もう今日で審議は一応終わりですか。

○松岡委員長

宿題が出ない限り。

○福田委員

だったら、今回は、これだけに集中できるということですね。

○松岡委員長

最初の4件は、特にひっくり返るような意見が出ませんでしたので、案のよ
うに、見直して継続か、継続かということでもいいという話になりましたので、
それでよければ文章はつくっていく、ということです。

しかし、こちらの新規のほうは宿題が大きいのが残りましたので、今回は、
それについて丸々やりましょうという話になれば、予定は、一応、26日にとっ
てありますので、そこではそれを中心にできるということになります。どうで
しょうか。

○平松委員

それは、資料が間に合っということだと思います。

○松岡委員長

日がとれませんので、間に合わしてもらおうということではないですか。県全
体のスケジュールからすると、26日を含めて、あと2回ぐらいしかできないと
思います。

この新規評価については、この委員会が始まるときにも、試行をしてみて、

一歩ずつ踏み出していくかというような話だったんですが、試行ですので、これどこを変えるとか、そういう話ではなく、試行してみて、こういう問題点が明らかになってきたというのを、では次回、また資料を用意していただけますので、そこでいろいろ意見を出していただき、その意見を踏まえて、その試行をやってみたところから、次年度は改良したものへ進んでいくと、そういうことではだめでしょうかということでも一致していますか。よろしいですね。

今年は試行ですので、お聞きすることがまだあればお聞きして、それを次回の議論に生かしていただくということです。来年度からこの意見を生かすということになるのではないかと思います。

○福田委員

だから、全体的なもので、フローとかもどう出すとか、そういったことを、試行なので、次回、その資料を出していただけるということだったら、個別箇所とリンクさせて見るというほうが、これを見て、今、平松先生とお話していたんですけれども、これしか見えないので意見も言いようがないのです。全体の中から見ていったほうが、議論としてはしやすいかなという気がします。

来週、資料を出していただけるのなら、そこからスタートを切ったほうがいいということですね。

○松岡委員長

それ、出して見てから新規のお話をするということですか。今日は説明を全部お聞きして、お聞きすることがあれば、質問したり、意見を出したりということでもよろしいですか。

○平松委員

これだけでいいんじゃないですか。

せっかくこの資料をつくっていただいたから、多分、県の方は、最初にこの項目でいいですかという意見を出してもらいたいんだろうなと思っていたのですが、1点教えてください。各、左側のページで、それぞれの箇所の評価ということで、右端に評点となっていて、15とか5とか・・・

○松岡委員長

何ページの何の話ですか。

○平松委員

追加資料です。ここで、右側に17個のため池のそれぞれの個別点というのが

挙げられており、その17種類の点数があるんですが、この評価点というのはどういうふうに出されているんですか。平均点的なものでもなさそうですが。

○秦農地整備課長

左側のページの真ん中辺に評価ということで、例えば必要性のところ、保全対象人家戸数、10戸以上というところにチェックが入っていますけれども、全体的で見て、この10戸以上だから15点ですという形で、この沢山池については10戸以上あるから15点です。次の舌喰池についてはゼロ戸です。これは直接の保全対象の人家はありませんということで、ゼロ点と、こういうことで作成をさせていただきます。

○平松委員

なるほど、わかりました。個々の17個のうち、一つ一つで見た評価点が右側のページにありますということですね。エリア全体として見た場合の、総合評価点みたいなものが、真ん中のあたりに入っているということですか。

○秦農地整備課長

そういうことです。それで、同じ評価で個々の池についてもやってみましたということでございます。

○平松委員

要は、真ん中の評価点は、最大得点になっているということですね。

○秦農地整備課長

必ずしも最大得点という部分ではないところもあります。

例えば、ため池流域比は平均的なものになるとか、個々とはまた違ったものが出てくるというようなことで、必ずしも最高点であるということでもないということです。

全体的な傾向を見るには、この総合的な評価という形になってくると思います。

○平松委員

わかりました。かなり広域的なエリアを対象とした17個もため池がある。それを一つ一つ何とかしなくてはという事業なので、いい指標になるのかなと思います。

それと、緊急性のところですが、ため池の危険度とため池流域崩落履歴となっていますが、ほとんど同じようなニュアンスのように見えます。これはどう

ということなんですか。過去に崩落履歴があるんだったら、危険度は当然高くなるということなので、ダブルカウントしているのかなという気がします。

○秦農地整備課長

まず、ため池の流域比でございます。これは、そのため池が持っている流域のエリアと、ため池の面積との比、だから雨が降ったときの影響度という意味・・・

○平松委員

そうではなくて、緊急性のところで、ため池の危険度という項目とため池流域の崩落履歴、この2つの関連性ということですよ。

○秦農地整備課長

まず、ため池の危険度の部分です。これは該当項目が幾つあるかということで、先ほど4ページの資料で出させていただきましたが、例えば堤体が傷んでいるとか、漏水対策が必要、これは堤体ということで一括しておりますけれども、あと洪水吐が傷んでいる、それから浚渫はあまり、直接的に危険な部分の防災対策ということでは対象としておりませんが、このほかに取水設備が傷んでいるとか、波除護岸が傷んでいるとか、こういう傷んでいる部分、これが幾つあるかということで該当項目が幾つあると、これで評価をしております。

それから、ため池の流域の崩落の履歴ですけれども、過去に上流側でどんな崩落があったかなど、過去の状況を見ながら5点から0点としております。だから、ゼロというのは、過去10年に履歴のないものといったことで評価をしております。

○平松委員

ため池の危険度というのは、その施設自体の老朽化に伴う危険度ということですね。それで、ため池流域、崩落履歴というのは、ため池本体ではなくて、その上流区間ののり面崩落などを指しているんだということですね。違いがわかるような言い方にさせていただいたほうがいいですね。すごく勘違いしてしまうと思います。

○秦農地整備課長

わかりました。

○松岡委員長

わかりやすいような文章にさせていただきたいと思います。ほかにご意見、質問がございましたら、どうでしょうか。

○内川委員

先ほど来の話にちょっとまた関連するところもあるんですが、要するに、この新規事業を評価するということが自体が、前期の委員会等で、その情勢が議論されたということだという話がありました。

例えば前期までに、ため池事業等、ため池に限らず、今回、挙がっていく各事業について、どういう点で、新規事業として評価すべきなんだとお考えになったのかというところはあるのでしょうか。

つまり、項目の点数化をしていくときに、先ほどのプライオリティという話ですけれども、重み付けをするときに、どういう点は評価して高くしたほうがいいのか、ここはそうじゃないという話が、議論になったことを踏まえて、この新規事業について話をしようとしているわけでしょうから、そのところがちよっと見ると、非常にいいのかなという気がします。その辺は議事録等で見ることはできるのですか。

○福田委員

平均的に6個とか、本当に何十の事業なんかが議論の中でありました。箇条書きでも数字を挙げてみましょうか。

では、私のほうで用意して事務局のほうに提出します。プライオリティの必要性が問われた面とか、それぞれで取りまとめをしていますから、最終の意見書をもとに当たってみます。

○内川委員

要は、同じようにいろいろな話が出てきたりするのに、違う観点で見えていたりとかということがなかったらいいんです。

○福田委員

いえ、ないです。道路の箇所がそれぞれに、ここの区間だけがある中で、今回も100キロとかという中で、この箇所が出てくる中でとかというのがありましたし、トンネルなり、いろいろな事業の中で必要性を言われるんですけれども、危険といっても、皆さん県の中でいろいろご存じの中で、一時休止とかになった事業もいっぱいあるわけです。それについての地元の問題、地元からの意見だとか、議会からの意見とかいろいろある中で、一時休止する意義というのが

逆に問われたというときに、プライオリティの中で見たときに、危険性はもっと高いところがいっぱいあるとか、そんな議論もありましたし、ちょっと固有名詞は出しませんけれども、終末処理事業みたいな話があったときに延々と、40年間にわたって、受益対象のところをどんどん拡大して組み入れていって、相当大きな事業になってしまっているんです。1回スタートして、このエリアをかけたら、もう次のエリア、次のエリアとなっていく。だけど、その個別を見ていると、いいとしか言えないんです。当初からさかのぼってみていくと、そこまで拡大して抱え込む必要があったのかとか、いろいろあるわけです。

この5年おきにかかっているという中で、最初の事業から社会情勢が変わってきたりだとかということもあります。今はそれくらいしか急に浮かんでいないんですけれども。5年ごとにかかってくることの、事業再評価のあり方が問われた部分というのは幾つかありました。

○松岡委員長

今の、本件というか、このため池に関しては、ほかにご意見、ございますか。今の話はきっと、また次回のときももうちょっと掘り下げてできるところではないかと思えます。

○福田委員

時間がないので、1個だけよろしいですか。

保全対象人家戸数で、0、1～9、10個以上とありますが、備考欄を見ると、人家が617件あるというんです。10戸以上をAとした理由というのは何かあるんですか。600とかとある中で、どうしてこういう区切りになったんでしょうか。

○秦農地整備課長

ため池のある位置等の関係で、総合事業という形で、エリアがかなり広い部分を対象としておりますので、必然的にこういう数字が出てくるわけなんです。

個々のため池で見ていくと、10個以上、20個、30個程度までは予想できますけれども、何百個、何千個というのは、通常、予測できない部分なんです。

○平松委員

地区全体というか、要は受益者数が関係するのですか。

○秦農地整備課長

いえ、違います。これは決壊した場合の影響する範囲です。

○平松委員

では、影響地区全域の戸数だったということですか。

○秦農地整備課長

だから、これにつきましては、17個のため池全体の影響する戸数というよう
なことで、かなり大きな数字になっているというところでございます。

○内川委員

今のことにに関して言うならば、当然、決壊したことによる保全対象人家戸数
も出す必要があると思います。それは非常に重要なことだと思います。

ただ、ため池とかの受益地というのは基本的農地の上流部にあるわけですか
ら、その中にむしろ人家があることのほうが、農業経営上、農業が非常にやり
にくい状況にあるわけです。だから、むしろないことのほうがいい場合もある
でしょうし、ということで考えると、農地が決壊によって受ける影響、例えば
災害復旧事業の問題だとか、そういうことをきちんと、農地被害によるところ
の災害を受けることの影響みたいなことを評価に入れたほうが、今みたいな話
だとすると、大事なのかなという気がします。

○秦農地整備課長

確かに我々の事業は、農地防災事業という部分の位置づけの中のため池等整
備事業という形でありますので、今後の評価の中では検討していきたいと考
えております。

それから、もともとは、保全対象の人家がありか、なしかという形で、少し
前まで評価をしておったんですが、イエスカ、ノーの区分でなくて、もう少し、
というような中で、あと、ほかの地すべりだとか全体の中の防災的なもの、こ
の辺を考慮する中で、一応10戸以上からそういう3区分にしてきたという経過
がございました。

○松岡委員長

田んぼと人家という、同じ面積が被災しても、人の命と家のほうが、何か
田んぼ1枚より単価が高いかなみたいなものもあるでしょうし、農業を支えて
いく人たちの安全も確保しないと、田んぼの安全だけではきっとだめだとい
う考え方もあるのかと思います。

○平松委員

防災効果が全面に出てしまっていて、確かに壊れると大変ですが、そもそもこの

防災対策を行う、要は補強するとか、つくり直すことによって、どれだけの人が喜ぶんだろうかといった指標が必要ではないか思うんですけれども、どうなんでしょう。

○秦農地整備課長

防災的な効果の中では、当然、農地の関係、あるいは人家の関係、公共施設の関係、これが効果上出てくる数字でございますし、あとは間接効果として、農業生産上、どういう影響が出てくるかというようなことで、ため池が決壊すれば、結果的に水が行かなくなる部分があって、一作つukれない、二作つukれない、それは間接効果という形で出てくる部分なんです。防災の事業ということで、そういった位置付けにはなっております。

そういったことで、人家何戸、あるいは公共施設何戸、こういったものは数値としては出ているところでございます。

○平松委員

この表の中で、防災効果以外の項目というのは何があるんだろうという目で見ると、ため池の依存度が唯一、該当するかなと思います。これでいいんだろうかと、素人ながら思います。

○秦農地整備課長

ため池の依存度と受益面積、この部分で、農業生産上の部分がどういうふうになるかということは、先ほど申し上げた間接効果ということで、防災ですから、そういう形では出てまいります。

○平松委員

その間接効果を数値として、この表に入れることはできるんですか。これは結果的にB/Cを出すから、Bのところ、その値は出されるんですね。

だから、その辺をもう少し入れられたほうが、悪い表ではないんだけど、項目として片寄り過ぎているのかなと素人ながら思うので、その辺も配慮いただければと思います。

○秦農地整備課長

一応、これ防災事業という形の中で、統一様式でもないですけども、その中で様式を固めてきたという、そんな経過がございまして、個々の事業のすべてを網羅しきれているかということ、どうしても、絶対的に見て、ここには、こちらはこうしたほうが良いというような部分は、やはりご指摘のとおりのも

いう点は出てきているかと思います。

○内川委員

今の議論に関係してなんですけれども、私も平松委員に賛同なんです。

課長さんがおっしゃられるように、災害防止の事業種類のところに区分されているがゆえに、どうしてもこういう項目だったと思うんですけれども、そういうことで、冒頭に話しましたけれども、区分そのものもいいのかという話にもちょっと関係するんですが、県とすると、事業が行われることによって、先ほどの冒頭の説明にもありましたけれども、緊急性、地域の持続性であったりとか、その農地が保全されることによって、地域の農家の方々が実際に営農を継続できる。あるいは、その地域の人たちに対して、地産地消ではないですけれども、やはり地域に対してその生産物を供給できるという社会的意義があるから、公共事業となっているということの根本があるかと思います。その辺はきっちり、むしろ評価したほうがいいと思います。防災効果ということだけに限定してしまうと、非常に小さいところの枠で評価してしまうことになるということにもなるのかなと思いますので、その辺はぜひ入れていただいたほうがいいのではないかと思います。

○松岡委員長

よろしいでしょうか。ほかにご意見、ございますでしょうか。

言い始めればきりがありませんが、どこか環境醸成効果といいますか、ちょうど見せていただいた舌喰池は、水鳥にしても、絶滅危惧までいっているかどうかはわかりませんが、あの地域一体のそういうため池群でのトンボとか貴重な種類の野生生物の生息場所としても機能しているので、ちゃんとした池としての環境というものは保全していくべきだみたいなものどこかがあると、こういう時代ですので、よろしいのではないですか。

○内川委員

おっしゃるとおりで、今、多面的機能ということを言われているわけですから、そういう面をむしろ積極的に県がリードして、評価しているということ自体も、この評価委員会なりで、その評価の仕方そのものの評価にもつながるのかなという気がします。先ほどの区分とかにもそれは乗ってくると思いますので、難しさはありますけれども、ぜひ考えていくべきことなのかなと個人的も思います。

○松岡委員長

多面的機能みたいなものの評価というのはあってもいいかなと、私自身は思います。

○内川委員

水路保全機能とか、そういった生物保護機能とか、そういったこと、あるいは環境、文化の継承みたいな、さまざまな多面的機能ということは今、言われているわけですので、それが、この事業の場合には、はっきり言うものならば、評価することは、一つの考え方だとは思いますが。ただ、評価をどうやってするのかという問題がまた別途あるとは思いますが。ぜひ積極的にそういうことを考えていくのが望ましいかなとは思いますが。

○松岡委員長

そうですね。

○秦農地整備課長

前回の説明のときの、1－2ページで、今の環境の関係につきましては、ローカルスタンダード計画の中で、設計上の環境配慮項目というところに丸をつけて、この項目と、あとはコスト縮減計画、この2つがあるので、これは2項目ということで2点ですよということで、今回、そういう形で示させていただいてありますけれども、もう一度こちらも、前回の1－2ページもつければよかったんですが、それは前回ついているということで省略をさせていただきました。おっしゃるようなことは、今後もやっぱり検討していかなければならない部分というふうに理解をしております。

○松岡委員長

ほかにご意見、ご質問、いかがでしょうか、よろしいでしょうか。どうもありがとうございました。

それでは、続きまして、道路改築事業、柳沢～田上につきまして、追加資料の説明をお願いします。

○小林道路建設課長

道路建設課より、「道路改築事業 柳沢～田上」の追加資料の説明をさせていただきます。資料6－2の5ページをご覧くださいと思います。

それでは、B/Cの内訳を示してほしいというご意見がありましたので、B/Cの内訳でございます。

便益Bの内訳ですが、走行時間短縮便益が16.4億円、走行経費減少便益が0.8億円、交通事故減少便益が3.5億円、便益合計が20.7億円です。

費用Cの内訳ですが、事業費が7.7億円、維持管理費が0.6億円、費用合計が8.3億円で、B/Cが2.4となっております。

B/Cの算出に当たりましては、基本的な考え方は、簡便法によっております。

この場所は、計画交通量5,000台/日であります。この計画交通量につきましては、簡便法によりまして配分したのではなくて、交通センサスからの全国の伸び率によって算出しております。

B/Cの計算に当たりましては、バイパスができますと、100%現道からバイパスへ転換するという前提で、B/Cを算出しております。

次に6ページをお願いいたします。住民の方が計画策定に直接参加している状況がわかる資料を提示してほしいというご意見がありましたので、住民の方の計画策定への参画について、時系列でまとめた資料です。

地元説明会の開催経過ですが、平成11年度、地域住民の方が参加して、P Iによるルート検討を開始いたしました。このP Iでは、対象区間を東笠原地区から柳沢地区、4.5kmということで、今回の柳沢から田上間、1.8 kmを含む区間でP Iによる検討を行いました。

P Iにつきましては5回開催いたしまして、延べ220の方が参加しております。平成12年度には長野電鉄木島線の廃線を受けまして、地域住民の代表による対策委員会が設立されております。平成14年度に、柳沢地区の住民から、夜間瀬川堤防利用案の提言をいただいております。

平成24年2月に、今までの設計検討の内容を柳沢地区の住民の方に対しまして首長さんから説明をいただいております。地区住民の方からの反対の意見は特にありませんでした。

地元からの主な要望項目ですが、地域のコミュニティを分断するようなことはできるだけ避けてほしい、計画には地元意見を反映させてほしい、計画の早い段階から地元へ提示をお願いしたい、堤防道路が理想的である、といった要望が出されております。

説明は以上です。よろしく申し上げます。

○松岡委員長

ありがとうございました。それでは、ご意見、ご質問等ございましたら。

○柳沢委員

まず前提を確認したいのですけれども、現道から全部、このルートに転換す

るというのが前提だということですが、交通量自身は固定で考えているのですか、それとも、伸びを考慮に入れているのですか。もう一つは、災害に強い道づくりのためというのが事業概要にあるわけですが、よく地震や洪水、あるいは液状化の問題等で、川沿いに新しい道をつくるのはどうなのかというのはよく議論になるところですし、それから盛土であれば、やはり地震が来たときに真っ先に危険という状況がありますので、そのあたりがしっかり考慮されているかどうかということなのです。

というのは、災害に強い道づくりということで配点されているので、それは担保されていないと非常に責任問題になってくるかと思っておりますので、そのあたりはいかがでしょうか。

○小林道路建設課長

1点目の交通量の前提ですが、計画交通量5,000台/日ということで、これが平成42年の時点の計画交通量です。それに対して、B/Cの計算に当たりましては、各トレンドで各年の交通量、その年の便益を算出しております。

次に、河川沿いのルートということで、その防災上の観点からの考慮ということですが、今回、計画しております河川沿いの堤防につきましては、千曲川と夜間瀬川の合流点付近で千曲川のバックウォーターの関係で、千曲川河川事務所で堤防の整備を完成されている区間ですので、安全と考えております。

それから、埋蔵文化財の包蔵地がありますが、今回の完成された堤防の部分につきましては、遺跡の調査が終わっているため、文化財への影響も少ないルートと考えております。

○柳沢委員

今のところで、1点、確認なんですけど、交通量が増加するというので、全部、増加した交通量が現道から移ったとしても、所要時間は、この新規道路のほうが早いということが確認されているのですか。

○小林道路建設課長

交通量は、現道が現在5,600台であり、平成42年の計画交通量は5,000台で、最近の交通センサスの全国状況から、交通量は将来的には減っていくという中で、それぞれの年次の交通量をトレンドで算定しております。

○柳沢委員

要するに所要時間というか、走行速度が速くなっていくということですね。その確認だけです。

○小林道路建設課長

走行速度は、整備前が30km/hに対して、整備後が40 km/hで計算しております。

○柳沢委員

あともう一つは、その災害というのは何の災害を考えておられるんですか。災害に強い道づくり、その災害は何でしょうか。

○小林道路建設課長

このバイパス施工区間につきましては、洪水等の出水、それから、この路線が緊急輸送路に指定されておりますので、地域全体の地震等の災害に対して、緊急輸送路としての効果を発揮するものと考えております。それから避難路としても考えております。

○柳沢委員

軟弱地盤とかというそういったことの心配はないですか。要するに、水害にも耐え得るし、想定される地震も耐え得るということは担保されているかということですか。

○小林道路建設課長

はい。

○柳沢委員

それ明記していただいたほうがいいです。例えば、水害だったら水害だけ考えると、いや、そうじゃない、両方なんだと。緊急輸送路ということであれば、それはしっかりわかりやすく明記するということで、確認だけです。

○松岡委員長

はい。ということ。

○小林道路建設課長

わかりました。その想定している災害としては、どういう災害に強い道づくりかということで、内容を明記したいと思います。

○松岡委員長

これは次回の議論になってしまうので、今回とはあまり関係ないかもしれませんが、今の柳沢委員がおっしゃったような、軟弱地盤の上につくらなければならない場合もあるし、畑の中をずっと、中野だったら上側の高社山側をやれば別に斜めになっているだけで、あの軟弱地盤の心配とか地すべりの心配はないとか、そういうものに対する評価項目があればいいと思います。要するに災害に強い道づくりみたいなもので、これは軟弱地盤だから何もないところよりは点数が低いとか、そんな欄もあれば、今みたいな質問が出なくて済むかもしれません。

欄があれば、何でそうかみたいなものがちょっと書いてあると、ああこの部分は、こういうことに留意しないと、災害時、使えなくなるおそれがあるとか、そういうものも、皆さんのほうもわかってよろしいのではないのでしょうか。そういう欄にしていかれたらいいのかなというのは、きっと、そういうところへ結びつくんだと思います。すみません、私、横から口を出してしまって。ほかにございませんでしょうか。

○長瀬委員

評価項目のことでよろしいですか。

効率性のところの費用対効果で、ランク分けとしてB/Cは1.0以上が一番上にあって、1.0未満を2つに分けて評価するような形になっています。

このB/Cが1.0未満のものというのは、ここを区分けする必要性、意味がどういうふうにあるのかというのがよくわからないので、それはどういうことで、3つの区分けにしているのか、説明いただければと思います。

○小林道路建設課長

通常は、B/Cは1以上になりますが、B/Cが1.0未満という事業もありますので、評価の区分として1.0以上、1.0未満、1.0未満でも一定の効果が得られるということで区分しております。

○松岡委員長

よろしいですか、どうでしょう。

○長瀬委員

わかりました。この3つの区分けが、評価の目的に照らしていいのかどうかというのは、すぐに意見が出ないので、もし、委員の先生でご意見をいただければ、次回でもありがたいかなと思います。

○松岡委員長

どうでしょう、ご意見はございますか。ちょうど専門の先生が今、見えまして、戻られたので、何か意見があればと、委員の中で意見があればという話でしたね。

○長瀬委員

今、質問させていただいたのは、この効率性の評価の、費用対効果ですが、B/Cが1.0以上のものと、1.0未満だけれども他の観点から一定の効果が得られる、それから、そういうものがないという、この3つの区分けについて、B/Cで1.0未満のもので、この2つに分けて評価するというやり方で、評価の目的に対して、これが妥当なのかどうかというのが、疑問に思いましたので、どういうことで、この3つに分けられたのかということで、今、質問させていただきました。

それで、ご回答としては、1.0未満でも他の観点からの効果が得られるものがあるので、この2つを分けたということでご回答をいただきました。

それはそれでなるほどという部分もあるのですけれども、それでも、この3つの分けるのが評価のあり方としていいのかどうかというところで、ほかの委員の先生からもしご意見をいただければ伺いたいということで、さらに、他の委員の先生にご意見をいただければと申し上げたところです。

○平松委員

変だと思うのは、各事業によってこの区分が違うんです。この後の街路事業もまた区分が違いますよね。こういうことはあり得ない話であって、この辺を統一しないと、客観視できないと思います。

1以上か1以下か、というのは、おかしな話ですので、これも再考されたほうがいいのではないかと思います。

道路事業だったら2以上のものが結構出てきます。確かに1未満というのも出てくるかもしれないのですけれども、それが高いほど優先順位が高いという指標にもなるのです。だから、はしにも棒にも引かからないようなところというのを細かく分けても意味ないのかなと思います。

でも、それはいろいろなお考えでやられていると思いますが、ただ一つお願いしたいのは、すべての事業を同じ区分でやられたほうがいいのではないかと思います。たまたま、今回、続いているので、余計にそれが目立ちます。

○柳沢委員

一律の評価が難しいのは、道路の場合はそれぞれ道路機能を持っているので、要するにトラフィック機能を重視するのか、それとも、その中間なのか、それともアクセスを重視する道路なのかで評価が違ってくるので、トラフィックの場合はすごくわかりやすいと思うのです。早くたくさんのもを運べばいい。ところが、生活交通になってくると、土地利用の関係がありますので、これをB/Cの中に入れるのはものすごく難しいのです。

○平松委員

それは別の項目に入れればいいだけの話です。だめなんですか。

○柳沢委員

こっちに入れられるんだったら、入れてやってみればいいと思うんですけども。

○松岡委員長

道路の持っている機能によって、評価項目を変えたらどうだという提案じゃないですか。

○福田委員

ここに評価の3枚があるんですけども、様式0とか様式1というのは、実はこの委員会自らがつくったんです。議論の内容を反映して改良を加え、今の形になりました。

その中で、全部局に通用するようなものをつくって行って、定性論とか根拠などを記載する形になっていますので、その辺も、新規箇所評価の場合も、そこを全部局に統一しながら、そして定性論でつけるようなことだとか、考え方、補足的に必要なところなどは統一的にしていってほしいと思いますね。全部違うと非常にわかりづらいです。

○柳沢委員

例えば、道路機能の観点から、このB/Cという真ん中の評価があるのですか。一定の効果が得られるという設定のほうをこだわるのか。

○福田委員

そうなんです。一定効果、このように評価を3段ぐらいに分けてしまうとわからないので、例えばこういう中でトータルの判断として、そのプロセスの経

緯、全体の中でのこれを選んだというのもありますし、これをさらに見ていく中で、最終評価としてどうなんだというか、こういう3つのランクで評価するというのはどれだけなんだというのは、すべてのところで見えない部分があるので、非常にわかりづらいです。

○平松委員

基本的には、書式というのは統一すべきだと思うんです。でも、世の中には、同じように割り切れない現象というのはいっぱいありますから、それはオプション評価ということで、その事業に応じたものを単につけ加えればいいだけの話だから、別にそんな大した話ではないと思うのですが、いかがでしょうか。

○松岡委員長

そうですね。この事業についてどうこうというのから、また、ちょっと次のところへ少し足を踏み入れているような気がします。

この事業については、そういうところへ着目したらどうですかというぐらいのところ、とめておいていただけるとありがたいと思います。

○柳沢委員

この評価というのは、トラフィック機能がどうなのかという評価ですね。だから一面の評価なんです。だけど、ここの地域の、あるいは土地利用の特性もありますので、それも考慮しますと。

○松岡委員長

そういう欄を設けたらどうだろうというのが、平松委員の意見だということになりますかね。それをできるところを、どういう名前をつけるかはわからないけれども、統一で評価するところは統一で評価しておいて、それぞれの特性に応じた評価というのは、もう一つ、それぞれ欄を設けて、特になしもあれば、ここら辺を評価してというのものもあるということになりますか。

○柳沢委員

すみません、私、フォローしなくて申しわけない。これは、この評価が街路事業のほうにはないということです。

○松岡委員長

そういうことね。

○福田委員

全体のプライオリティを考えていくといったら、トラフィック機能がすごく重要なところの道路だったら、そこから見ての理由付けになってくるだろうし、だから、全体の中でトラフィック機能が特に重要だったから、こういう形で地域の中で重要になるということになるので、生活動向まで強調し出すとまたというのもある形になりますし・・・

○松岡委員長

切り捨てるわけにはいかないもので、では次回、その議論を深めますか。この事業だけでというよりは、県の評価手法で統一的に同じような土俵で評価しなければいけないものは、同じ土俵で評価して、それで多分、出てきたという、そういうふうに理解していただくということになると思うんです。

問題点や意見があったら、ここで試行を、今、し始めようとしているわけですから、そこで出してもらって、今、出していただいたようなご意見を生かして、次年度、あるいは次の事業には生かすんだと、そういうことではないかと思うんです。

これ自身を、この事業でこう変えて、もう一回評価し直して持ってきたさいと、そういう話ではないと思いますので、ご意見はご意見としてちゃんと生きるようにしていただくというのがよろしいかと思いますが、いかがでしょうか。よろしいでしょうか。

この事業につきまして他にご意見、あるいはご質問、次回の議論にも生きるような質問であれば、更にいいと思いますが。なかなか納得いかない部分もあると思いますが、よろしいでしょうか。どうもありがとうございました。

それでは、続きまして、街路事業川中島～篠ノ井についてですけれども、追加資料は現地視察の際に説明していただきましたので、説明は省略させていただきます。皆さん、思い出しながらご質問、ご意見等ございましたら、お願いします。

○波間都市計画課長

本日配付した資料5-2です。

○松岡委員長

ご意見、ご質問、いかがでしょうか。

評価項目のところ、どのくらいお金がかかってしまうかみたいな目安の一つになるかもしれませんが、これは必要性とか、重要性とか、効率性とか、緊急性、計画の熟度、先ほどの道路改築事業もそうですけれども、軟弱地

盤だったら余計に金がかかりそうとか、対応しなければならないとか、そういうのに近いことなのですが、その改修区間の中に、特別な配慮を要するような施設設備なり、時間もお金もかかるとか、廃業しただけで済むかとか、なかなか次のところへ展開しにくいようなものが入っていないかとか、そんなものは工事費にあまり関係してこないんでしょうか。関係してくるとすれば、その辺は配慮しておかなければいけないものが何かあれば教えてください。

○波間都市計画課長

都市計画決定された事業ですので、例えば当該箇所だと、幅員を22mとか25mで決定しております。その中におきまして、まず前提として、どのような標準的な、幅員構成を入れられるかということで、その幅が決定されています。そういう中におきまして、例えば縮減できる幅があれば、その部分を利用しながら、有効な形の幅員構成をつくっております。それがコスト縮減となっております。

○松岡委員長

私が聞いたかったのは、スタンドの補償とかいろいろと、どこにお金がかかるとか、あるいは法律の規制の問題があって簡単に隣の区画へ店を展開できないとか、条件によって、大分、時間も費用も違うと思うのです。それがあからやらないとか、順位が下がるというものでもないと思いますけれども。

○波間都市計画課長

このことにつきましては、法律による制御をかけまして事業を行っております。また、法の制限の中でつくってはいけないものとか、つくれるものとかがあります。

○松岡委員長

その幅で線を引いてみたら、これはちょっと時間がかかるとか、お金がかかるとするのは、それは仕方がないということですか。

○波間都市計画課長

例えば、木造や鉄骨などの壊しやすいものでしか建ててはいけないなどの制限をかけております。

○松岡委員長

ほかに何かご意見とか質問はございませんか。

○柳沢委員

この間、見せていただいて、現状では信号サイクルが極めて長くなっていることや、四方向に対して、要するにわき道から入ってくるほうの待ちが極めて長いというのも確認できましたし、それから、例えば信号サイクルとか、青時間とかの設定も考慮しているんですかという話の中で、現地を見せていただいた中では、むだな赤時間もなくなるようなことも考慮して走行時間を改善できると。それから、人と車の錯綜というのも見せていただいて、本当にそのとおりだなと感じました。

それから、生活道路のほうにも迂回していくような交通が、間接的ですけども確認できたので、この事業というのは非常に意義がある事業ではないかなと、私は見ました。

その中で、少し疑問というか、質問があるのですが。出していただいた評価状況の中で、必要性のところ、その公共交通、広域交通の支援ということがありますけれども、公共交通というのは、ここでいうと何になるのかなというのと、それから、非常に混雑がきつい、要するに延伸して行って、次の上流側の交差点まで到達するような中で、迂回交通が出て生活交通の中に入り込むというのがありますので、それをその評価項目の中に入れていただいたほうがいいのではないかとということと、今、必要性のところの中で、車の通行の確保とか、その歩行者の安全性の向上に関わる場所かと思えますけれども、迂回路が生活交通の中に入り込むことが避けられるということも大きな効果だと思いますので、それも、その項目も入れていただいたほうがいいと思えますし、それから、緊急性のところ、医療・福祉・学校等の施設への経路というのがありますが、これにつきましては、果たして、その経路の確保というのが具体的にどうするのか。この街路事業を行った区間で、歩道に小学生等を歩かせるようなことだと、必ずしも、歩道の幅員が広がったとしても安全とは言えないのではないかとこのあたりがありますので、この経路の確保、このあたりの評価というのをしっかり行っていただきたいということです。

非常に危ないということを説明していただいた、その項目一つ一つ確認させていただきましたが、本当にまさにそういうことが起こっていて、ここで設計されていることで非常に効果が得られると思えますし、あともう一つ、要望をよろしいですか。

我が国の場合は、交通量の観測というのは交通行動の観測が少なく、特に、どういうサービス水準で交通施設を設計していったらいいのかとか、施工していったらいいのかというところがかなりあいまいなところがありますので、ぜひとも、この事業の前と事業後で、交通の流れが、その交差点のところでの

ように変わったのかというところはしっかりと、都市計画課さんを中心に計測をしていただけたら、今後、長野県で起きている交差点での危険な、あるいは、交通渋滞を解消するというその施策を検討する上で、あるいは設計し、施工する上で非常に重要な役割を果たすデータになるかと思っておりますので、ぜひそれはとっていただけたらと思っております。

○波間都市計画課長

まず、評価の関係ですが、公共交通という関係ですと、JRへのアクセスがあります。それと、ここはバス路線ですので、バスが走っています。それから、車の通行の確保ということで、現況付近が8mから9mと狭いので、きちんとした幅員を確保して交通の流れを確保したいと考えております。

それと、あと医療・福祉・教育の関係です。これにつきましては、どこが通学路になるかは決めてありませんが、近くに昭和小学校、公園、郵便局、川中島支所とか駅などの公共施設がありますので、安全性という形の中では歩道が必要と考えておりますので、その効果は大きいと考えております。

それと生活道路の関係です。これは現場で見ていただいたと思っておりますが、並行して市道が走っております。これにつきましては、長野市の都市計画マスタープランとか、中心市街地の活性化などの身近なまちづくりの中でそういう観点から見て評価をしております。

それと最後の、交通の流れの検証です。これにつきましては、交差点の改良が非常に効果的、効率的だと考えております。今後、この路線につきましてもあと2つ、篠ノ井駅とか茶臼山公園入口を整備したいと考えております。当該箇所の事業実施後、検証いたしまして、次の箇所に生かしていきたいと考えております。

○松岡委員長

どうもありがとうございました。ほかにご意見、ございますか。

○内川委員

この事業に関しては、都市計画の審議会も通っていると、既に終わっているということでよろしいわけですね。

○波間都市計画課長

当箇所については、都市計画審議会から意見をいただいて、都市計画決定を行っております。

○内川委員

審議会というのは何を審議するのですか。

○波間都市計画課長

都市計画審議会では、都市計画決定に関することを審議していただいております、事業採択については審議されません。

○内川委員

この事業に対しては、該当しないのかもしれないのですが、要は都市計画の審議会を通過してくるような事業とかも事業によってはあるわけですよね。それはいいのですか。区画整理はどうですか。

○波間都市計画課長

区画整理事業についても、都市計画審議会でも審議していただいております。

○内川委員

要するに、事業決定に際して、事前に審議会など別の機関を通過してくるものというのが他の事業でもあるのですか。

○波間都市計画課長

河川事業におきましては、審議会でも河川整備計画というものを審議します。

○内川委員

要は、各種審議会を通過してくるような事業というのは、ここで疑問になるようなことと、ちょっとその中身はわからないのですが、重複したような議論が起こる可能性もあるかもしれないという気がするのです。

審議会関係はこういう議論だけれども、ここではこういう議論をしてほしいというようなすみ分けが必要ではないかと思っております。もちろん一方でやったから、こちらはもう全くやらなくていいということではないかもしれないわけで、それはこちらからの目線はこういう部分で審議してくれという話ならばいいのですが、そういうことの仕分けなりと、あとプロセスというか、要するに一方ではいいといっているのに、一方ではだめだという話になったりするようなことが生じると、齟齬があることにより、非常に問題性が出てくるようなことになるということをおっしゃるのです。

それは、今の当該事業に対してどうのこうのということではないので、お答えいただかなくてもいいのですが、その辺の仕分けが多分必要ではない

かという気がしているわけです。

○松岡委員長

例えば、私たちは選挙で選ばれているわけでもないのに、審議して意見を述べる、県民目線ということなのですが、何十億円という予算を執行する、しないというのは、事業として私は議会で決定すべきだと思います。その内部の透明性や県民が知りたいことを、もう少し説明責任があるのではないかというのが、こういう委員会で説明できるように説明しなさいと言うことはできても、中止まで、ここで決定できるかどうかというのは難しいのではないかと思います。

○内川委員

言い方が間違っていたかもしれませんが、決定ということは、当然できないわけですが、決定までのプロセスにおいて、この委員会の位置付けがどこにあるのかと、その計画段階に今、踏み込んで話をしようとするということになると、決定に影響を与えるわけですね。

○松岡委員長

県民の人たちにプロセスを明示したときに、説明責任を果たせるような形に変えていきなさいとか、こういう欄を加えなさいとか、この説明しなさいというのが、ここで提案はできるのじゃないですか。

○内川委員

もし、先生の今のご意見でいくならば、今までの既に実施しているものの評価と、新規事業に対する評価の県民に対する提示の仕方というのは、異なるのかなという感じもするわけです。

○松岡委員長

もしこれが完成すれば、変わってくるんじゃないですか。

今年はまだ試行で、これがすぐ変わるということはないと思いますが、ここで意見を出していただいて、問題点や改善点を議論していただいて、それを生かしてだんだん変わっていくという、そういう認識なんだけれども、違いますか。

○内川委員

その辺がちょっとまだ、それ自体もこれから議論ということなのかもしれない

いんですけれども。

○平松委員

別に齟齬があってもいいと思います。耐震基準もどんどん変わって行って、それはそれでよりいいものをつくっているから、別に問題ないと思います。

○内川委員

齟齬があるからいけないということではなくて、要するに、どういう関係性にあるのかと、それぞれの委員会なり、あるいは、プロセスとしてどういう順序で来ているということが、私自身には見えにくいと思ったのです。まだ試行ということなので、これからなのかもしれないですが、その辺を明らかにしていくということが大事なのかなということを述べたかったのです。

○松岡委員長

ほかに街路事業に関しての質問やご意見はございますか。なければ、どうもありがとうございました。

今日の取りまとめで、前半の公共事業再評価対象箇所ですが、和田バイパス、塩崎、古里稲田、浅川ダムの4カ所ありました。第1回目の委員会のときに、この箇所一覧の一番右の再評価案というところに書いてありますが、方針として、和田バイパスは縮減額が5,400万円で「見直して継続」、塩崎は「継続」、古里稲田、浅川ダム、ともに「継続」という再評価案が提示されております。

これまでの議論を踏まえますと、それを引っくり返して「中止」というような議論にはなりませんので、皆さんに出していただきましたご意見を反映ししながらまとめに入りたいということによろしいでしょうか。

(異議なしの声あり)

ありがとうございました。では、その再評価案の、「見直して継続」、「継続」、「継続」、「継続」という、その方向でまとめに入っていただくと、事務局のほうには、このご意見を反映して、それでたたき台をつくっていただいて、またそれについて議論をしていただくということをお願いします。

後半の新規箇所評価につきましては、大分大きい宿題も出ましたし、ものすごく事務局のほうは大変だと思いますが、次回、26日までには間に合うように、一覧表をつくっていただけるということですので、その一覧表が出てきたところで、また、ご質問とかご意見とか、議論を深めていただくということにしたいと思いますが、それでよろしいでしょうか。

(異議なしの声あり)

はい、ではそういうことにさせていただきます。非常にタイトな日程で申し

わけないのですけれども、26日ということで、新規箇所評価のいろいろな議論を深めていただきたいと思います。

○宮原技術管理室長

審議を進めていただきまして、ありがとうございました。

ただいま委員長さんにまとめていただきましたとおり、再評価につきましては、4カ所ございますけれども、今日までのご意見を踏まえましてまとめていくという方向で、事務局で作業を進めさせていただきたいと思います。

また新規箇所、3カ所ございますけれども、今日は数々の、全体の中での位置づけのお話ですとか、あるいはフロー等につきましても宿題等ということでございましたので、これについては、また次回ということでお願いをしたいと考えております。

次回委員会は、皆様のほうに日程調整をさせていただいた中では、来週の26日に予定をさせていただいておりますので、その時に、宿題等につきましてご審議をいただければと考えております。

時間につきましては、一応、午後1時半からということでご予約をお願いしたいと思っております。また年末のお忙しい時期となり、恐縮ではございますけれども、委員の皆様のご出席のほうをよろしくお願いをしたいと思っております。本日はありがとうございました。

○松岡委員長

どうもありがとうございました。それではお願いなのですが、1月の日程を早めに皆さんと調整していただきたいと思います。

○宮原技術管理室長

1月の予定につきましては、年始早々でございますけれども、16日ということで、ご予約していただければと考えております。

○松岡委員長

わかりました。

○宮原技術管理室長

時間はまた調整させていただきたいと思いますが、1月16日の午後ということでよろしく願いいたします。

○松岡委員長

ありがとうございます。ということで、皆さん、ではよろしく願いいたします。

4. 閉 会

○事務局（西元主任専門指導員）

長時間にわたり、ありがとうございました。

それでは、本日の委員会は終了させていただきます。ありがとうございました。